

# 東京外国語大学

## 目 次

I	認証評価結果	2-(7)-3
II	基準ごとの評価	2-(7)-4
	基準1 大学の目的	2-(7)-4
	基準2 教育研究組織	2-(7)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(7)-9
	基準4 学生の受入	2-(7)-13
	基準5 教育内容及び方法	2-(7)-16
	基準6 学習成果	2-(7)-29
	基準7 施設・設備及び学生支援	2-(7)-32
	基準8 教育の内部質保証システム	2-(7)-39
	基準9 財務基盤及び管理運営	2-(7)-42
	基準10 教育情報等の公表	2-(7)-47
<参 考>		2-(7)-49
	i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(7)-51
	ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(7)-52
	iii 自己評価書等	2-(7)-53



## I 認証評価結果

東京外国語大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 国際問題に関係の深い複数の外部機関との連携協定に基づいて、それらの外部機関から客員教員を受け入れている。
- 外国人教員に対しては、来日後に円滑な教育活動が可能となるよう、国際学術戦略本部サービスフロントにおいて、各種支援をワンストップで提供している。
- 外国語大学の特色を活かし、外国人留学生を教育補助者として採用し、言語科目におけるネイティブ・スピーカーとして授業補助に活用している。
- 平成24年度からの学部改組が、社会からの要請や卒業生の就職先の企業の意見、入学辞退者へのアンケート結果等を適切に反映させ、当該大学の特徴を活かしたものとなっている。
- 英語学習支援センター（ELC）を設置して、学部の全学生を対象とした英語自律学習支援プログラムが実施され、独自の e-learning システムを利用した学習機会を提供し、教育効果を高めるための取組が実施されて、学生に有効に活用されている。
- 文部科学省の大学院GP「国際基準に基づく先端的言語教育者養成」（平成20年度～22年度）・「臨地教育実践による高度な国際協力人材養成」（平成21年度～23年度）、日本学術振興会が実施する「ITP」・「組織的な若手研究者等海外派遣プログラム」等の各種プログラムを活用し、海外での臨地調査やインターンシップ、国際学会への派遣等が教育課程に組み込まれている。
- 文部科学省グローバルCOEプログラム「コーパスに基づく言語学教育研究拠点」（平成19年度～23年度）をはじめとする各種プログラムや、科学研究費助成事業による研究プロジェクト等による最新の研究成果が多くの授業に反映されている。
- 博士後期課程で、日本学術振興会が実施する「ITP」を活用して、非英語圏ヨーロッパ諸地域の大学院等との共同博士論文審査・共同学位授与制度を確立する努力がされており、すでに7か国との間で協定が結ばれ、3人に対して学位を授与している。
- 学生の自主的な参加による外部のコンテストの成績が極めて優秀である。
- 学習相談デスクには多言語コンシェルジュとして大学院生が配置されて体制が整えられている。
- 独自財源による多様な奨学金制度が準備されている。特に、経済状況の悪化によって履修が困難になった学生に対する援助が様々な形で行われている。

## II 基準ごとの評価

### 基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

#### 【評価結果】

基準1を満たしている。

#### （評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

当該大学の目的は、学則第1条に「世界の言語とそれを基底とする文化一般につき、理論と実際にわたり研究教授し、国際的な活動をするために必要な高い教養を与え、言語を通して世界の諸地域に関する理解を深めること」と定められている。また、学士課程に置かれた2つの学部の目的については、学則第13条に定められており、言語文化学部については、「世界諸地域の言語と文化に精通し、言語や文化の壁を越えたコミュニケーション能力とコーディネート能力を備え、国内外において言語間・文化間の架け橋となり、新たな価値観の創成に寄与する人材を育成することを目的とする。」と定められ、また国際社会学部については「世界諸地域の複雑な仕組みを把握し、分析するリサーチ能力と、グローバルな視点から問題を解決する実践的な能力を備え、国内外において、社会・政治・経済等の領域で活躍できる人材を育成することを目的とする。」と定められており、これらは学則第1条に掲げる目的が学部の特質に対応したものとなっている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院の目的は、大学院学則第2条に「世界の言語・文化、地域社会及び国際関係につき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与すること」と定められている。大学院は、総合国際学研究所博士前期課程と博士後期課程で構成されている。その目的は大学院学則第3条の2、5条及び6条に定められており、博士前期課程については、「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要能力を養うことを目的とする。」と規定され、博士後期課程については「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。」と規定されている。

博士前期課程には4専攻が置かれ、それらの名称と目的は、大学院学則第7条に以下の通り定められている。

言語文化専攻 「世界諸地域の言語と文化に関する深い専門知識と全地球的な視野に基づく広い教養を備え、多様で高度な言語運用能力と専門的探求能力をもって、研究・教育の分野あ

るいは広く実社会において創造的な活動を続けていける人材の育成をめざす。」

言語応用専攻 「日本語教育学、英語教育学、言語情報工学、国際コミュニケーション・通訳の各専門分野において、自らの専門性を磨いて研究能力を高めるとともに、その専門性を十分に活かすことのできる実践的な知識とスキルを有する高度職業人の養成をめざす。」

地域・国際専攻 「世界諸地域の歴史と社会に関する深い専門知識と地球社会の動向に関する鋭敏な洞察力を備え、現地語の高度な運用能力と専門的探求能力をもって、研究・教育の分野あるいは広く実社会において創造的な活動を続けていける人材の育成をめざす。」

国際協力専攻 「地球社会の動向や世界諸地域の実情を学問的に考察し、国際的・地域的な問題に対処して平和と協力を寄与する洞察力と行動力をもって、国内外の諸機関や国際的な団体・組織で実践的に活躍できる高度職業人の養成をめざす。」

また、博士後期課程については2専攻が置かれ、それらの名称と目的は、大学院学則第7条に以下のよう定められている。

言語文化専攻 「グローバルな視野に立ち、豊かな臨地研究にもとづき、高度な言語運用能力を駆使して、理論的・実証的な言語文化研究を先導する専門研究者ならびに高度専門職業人を育成する。」

国際社会専攻 「グローバルな視野に立ち、豊かな臨地研究にもとづき、現地語資料の読解・分析能力を駆使して、理論的・実証的な国際社会研究を先導する専門研究者ならびに高度専門職業人を育成する。」

これらの各専攻の目的は、大学院学則第2条に掲げる大学院の目的を、各専門領域の特質に即して展開したものとなっている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

**基準2 教育研究組織**

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

**【評価結果】**

**基準2を満たしている。**

**（評価結果の根拠・理由）**

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学の学士課程は、従来の外国語学部を平成24年4月に改編した結果、以下のような構成となっている。

- ・ 言語文化学部（1学科：言語文化学科）
- ・ 国際社会学部（1学科：国際社会学科）

2つの学部にはそれぞれ言語文化学科と国際社会学科の1学科が設置されている。大学全体と各学部の目的を具体化するために、両学科の専門教育に、それぞれ以下に掲げる3つの履修コースが設けられており、このことは学則第28条に規定されている。学生は、在籍する学部のコースのいずれか一つを選んで履修することとなっている。

言語文化学科 言語・情報コース、グローバルコミュニケーションコース、総合文化コース

国際社会学科 地域社会研究コース、現代世界論コース、国際関係コース

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

言語文化学部及び国際社会学部における教養教育は、「世界教養プログラム」と呼ばれる学部共通のプログラムを設け、世界教養プログラム運営室が、そのプログラムに関する教務、教育課程編成、非常勤講師の任用及び当該プログラムに関する企画、運営、そして当該プログラムと専門教育の連携の基本的な方針に関することを業務として行っている。同運営室においては、いずれかの学部の副学部長のうち一方を室長、他方を室長補佐として、当該プログラムを構成する各科目別の調整部会（世界教養科目、言語科目、地域基礎科目、基礎科目の4調整部会）の各調整部会の部会長を室員としている。重要事項については、世界教養プログラム運営室で審議したのち、各学部教授会及び教育研究評議会の審議を経て決定されている。また、両学部の教員が協働して、当該プログラムの授業の実施に当たっている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院課程については、従来の地域文化研究科が平成21年4月に総合国際学研究所に改組された。その際にそれまで複数の講座に分かれていた教員組織と学部の教員組織を大学院に一元化し、教育組織との

区別が図られた。これにより大学院課程は、教員組織である総合国際学研究院と教育組織である総合国際学研究科により構成されている。

教育組織としての研究科は、博士前期課程と博士後期課程からなり、それぞれ4専攻と2専攻で構成されている。大学院学則第5条から7条に研究科及び課程・専攻ごとに目的が規定されている。その目的の実現のために、博士前期課程には研究者養成のための専攻として言語文化専攻と地域・国際専攻が、高度職業人養成を目的とした専攻として言語応用専攻と国際協力専攻が設置され、博士後期課程の言語文化専攻と国際社会専攻への連続が図られている。各専攻の下には以下のような履修コースが設けられている。

言語文化専攻 言語・情報学研究コース、文学・文化学研究コース

言語応用専攻 日本語教育学専修コース、英語教育学専修コース、国際コミュニケーション・通訳専修コース、言語情報工学専修コース

地域・国際専攻 地域研究コース、国際社会研究コース

国際協力専攻 国際協力専修コース、平和構築・紛争予防（PCS）専修コース

学内の部局であるアジア・アフリカ言語文化研究所及び留学生日本語教育センターの所属教員も大学院教育を担当している。また、日本銀行金融研究所、国際協力機構、日本貿易振興機構アジア経済研究所との連携協定に基づき、これら学外機関から客員教員を受け入れて大学院の教育研究活動を行っている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学では、教育研究の目的を達成するため、多言語・多文化教育研究センター、国際日本研究センター及び世界言語社会教育センターを設置している。

多言語・多文化教育研究センターは、「多言語・多文化」に関する教育研究を推進し、その成果を社会に還元すること」を目的に業務が行われ、活動の一環として学部共通の世界教養プログラム及び言語文化学部グローバルコミュニケーションコースの「多言語・多文化総合プログラム」を開講している。

国際日本研究センターは、「日本語教育の方法及びこれを支える日本文化・社会全般に関する教育研究を推進するとともに、学内連携体制を構築し、かつ、学外諸機関との連携・協力を推進する」ことを目的とし、活動の一環として学部及び研究科における日本語・日本研究に関する教育研究を行っている。

世界言語社会教育センターは、「本学の学部、大学院及び学内共同利用施設が行う世界の言語、文化及び社会に関する教育の実施について、必要な教育支援を行い、学部等が行う教育の充実及び発展に寄与すること」を目的とし、学部共通の世界教養プログラムにおいて言語科目を中心とする教育に携わっている。

これらのことから、附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

教育活動に係る重要事項を審議する組織として、法人に教育研究評議会が置かれ、各学部及び研究科に教授会が設置されている。学部の教授会は学部の専修科目を担当する教授、准教授、講師、助教で構成されている。研究科に置かれた教授会は、総合国際学研究院の教授会の構成員である教授及び准教授、並びに研究科の授業を担当するアジア・アフリカ言語文化研究所及び留学生日本語教育センターの教員で構成されている。

また、教育課程や教育方法等を検討する組織として、各学部及び研究科に協議会が設置されている。協議会は各学部教授会と研究科教授会が必要と定めた事項を審議する組織である。

各学部の協議会の構成員は、学部長、副学部長、コース長3人、学部長補佐2人以内、学部長が指名する者8人であり、研究科の協議会は研究科長、副研究科長2人、博士後期課程各専攻長2人、博士前期課程専攻長4人、博士後期課程各専攻から選出の委員2人、博士前期課程各専攻から選出の委員4人、研究科を兼担しているアジア・アフリカ言語文化研究所の教員から選出の委員1人である。

このほか、学士課程には世界教養プログラム運営室が設置され、その下に世界教養科目調整部会、言語科目調整部会、地域科目調整部会、基礎科目調整部会が置かれている。構成員は各学部の副学部長、各調整部会の長である。

これらの会議は、原則として、毎月1回開催されている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 国際問題に関係の深い複数の外部機関との連携協定に基づいて、それらの外部機関から客員教員を受け入れている。



**基準3 教員及び教育支援者**

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準3を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員の組織編制は、教育を実施する学部及び研究科について定めている。

言語文化学部には言語・情報コース会議、グローバルコミュニケーションコース会議、総合文化コース会議を、国際社会学部には地域社会研究コース会議、現代世界論コース会議、国際関係コース会議を置き、各コースに所属する教員によって組織している。各学部では学部長、副学部長がその学部の教育研究に係る責任を担うとともに、コース会議にはコース長を置き責任体制を整備している。

大学院研究科の博士前期課程には、言語文化専攻会議、言語応用専攻会議、地域・国際専攻会議、国際協力専攻会議を、博士後期課程には言語文化専攻会議、国際社会専攻会議を置き、各専攻に所属する教員によって組織している。研究科では研究科長、副研究科長が、研究科の教育研究に係る責任を担うとともに、専攻会議には専攻長を置き責任体制を整備している。

総合国際学研究院に所属する教員は原則としてこれらの学部、研究科において教育を担当し、さらに、アジア・アフリカ言語文化研究所、国際日本研究センター、留学生日本語教育センター及び世界言語社会教育センターに所属する教員もこれらの学部、研究科において教育を担当することができるとしている。

総合国際学研究院は、言語文化部門、国際社会部門及び先端研究部門から構成され、研究院所属の教員はいずれかの部門に所属している。また、研究院長及び副研究院長が置かれ、各部門に部門長が置かれている。また各センターにはセンター長が置かれている。研究院長及び副研究院長は、それぞれ研究科長、副研究科長を兼務している。

さらに、連携機関として、日本銀行金融研究所、国際協力機構、日本貿易振興機構アジア経済研究所と協力し、学部及び研究科の教育研究を担う上での組織的な連携体制を敷いている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

平成25年5月1日現在の学士課程における専任教員数は、言語文化学部122人(教授59人、准教授43人、講師20人)、国際社会学部57人(教授42人、准教授12人、講師3人)の合計179人である。各学部

の収容定員数を基にした教員1人当たりの学生数は、言語文化学部が12.4人、国際社会学部が26.8人となっている。

各学部の教育課程は、学部共通の世界教養プログラムで開講される言語科目のうち、主たる専攻言語である地域言語A及び地域基礎科目、各学部で開講される専修科目の3つを柱に構成されている。平成25年度に開講している授業のうち、これらの科目の専任教員割合は、世界教養プログラムの地域言語Aは70%、地域基礎科目は79%であり、言語文化学部の専修科目は79%、国際社会学部の専修科目は80%となっている。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

平成25年5月1日現在の研究指導教員の数は、総合国際学研究院博士前期課程138人（教授89人、准教授41人、講師8人）、博士後期課程117人（教授87人、准教授30人）であり、大学院設置基準に定める基準数を上回っている。それぞれの課程の収容定員数を基にした教員1人当たりの学生数は、博士前期課程が2.1人、博士後期課程が1.0人となっている。

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

当該大学では、常勤の教員が原則所属する総合国際学研究院とは別に、地域言語Aとして学生が履修する26の外国語に対応したネイティブ・スピーカーが、任期付きの特定外国語教員として採用され、世界言語社会教育センターに配置されて、学士課程における言語教育に当たっている。総合国際学研究院及び世界言語社会教育センターに所属し、主に学部及び研究科の教育研究を担う教員の年齢構成は、教授は45歳から64歳を中心に、准教授は35歳から54歳を中心に、また講師は35歳から44歳を中心に分布しており、教員全体としては45歳以上が75%である。また、女性教員比率は33.3%、外国人比率は20.0%である。外国人教員に対しては、来日後に円滑な教育活動が可能となるよう、国際学術戦略本部サービスフロントを設け、専任スタッフ（派遣職員）を1人配置し、受入サポートや外国人教員宿舍居住に関するサポート、学内電子メール・学内文書（印刷物）の英訳等の各種支援がワンストップで提供されている。このほか、男女共同参画推進部会が全教職員を対象にしたアンケート調査を実施し、仕事と生活の両立のために改善を要する事項について提言を行うなど、全ての教員に働きやすい環境を整備する努力をしている。

総合国際学研究院における専任教員の採用については、全て公募により募集を行っているほか、特定有期雇用職員制度に基づく任期付きの特定教員を採用している。さらに専任教員を対象に、教育研究能力の向上を図るため、一定期間にわたり自主的調査研究に専念する特別研修制度（サバティカル）を設けており、平成20年度は1人、平成21年度は5人、平成22年度から平成24年度までは毎年6人がこの制度を利用している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

研究院に所属する教員の採用については、職員の採用、離職等に関する規程に基づき大学院総合国際学研究院教員選考規程において選考基準が定められている。また、昇任については、大学院総合国際学研究院昇任基準申合せが定められている。

新規採用手続きについては、研究院教授会（ただし、世界言語社会教育センターにおいては同センター運営委員会）に置かれた人事委員会で選任された委員で組織する選考委員会が、選考基準に基づき採用候補者を選考し、人事委員会の議を経て教授会が審議する。候補者の選考に当たっては、研究業績のほか、シラバス案の提出や模擬授業等を通じた教育研究上の指導能力を評価している。

昇任手続きについては、研究院教授会（ただし、世界言語社会教育センターにおいては同センター運営委員会）に置かれた人事委員会で選任された委員で組織する審査委員会が、昇任基準に基づき昇任候補者を審査し、人事委員会の議を経て教授会が最終的な審議が行われている。候補者の選考に当たっては、研究業績のほか、担当授業の実績等、教育上の指導能力が評価されている。

アジア・アフリカ言語文化研究所及び留学生日本語教育センターの教員の採用については、それぞれの教授会に置かれた企画運営委員会（ただし、留学生日本語教育センターは人事委員会）が提出し、教授会が承認した採用計画に基づきセンター長が指名する教授又は准教授からなる人事選考委員会（ただし、留学生日本語教育センターは選考委員会）が候補者を決定し、人事委員会の議を経て教授会が審議する。昇任については、同様に審査委員会を設けて審査を行っている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育及び研究活動等に関する評価は、平成18年度に策定され、平成21年度に改訂された人事評価基準に基づき、教育・研究等の業績について評価が実施され、その評価結果を昇級及び勤勉手当に反映させている。

また、平成24年度に教員人事評価制度の見直しが行われ、新たに教員人事評価実施規程、教員人事評価に関する基準及び人事評価結果の活用基準が定められて、平成25年度から試行されている。

総合国際学研究科では、博士後期課程の担当全教員を対象とした教育研究業績に基づく資格審査が毎年度実施されている。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育に関わる事務組織として教務課、学生課が置かれ、教務課には教務企画係、教務係、大学院係、記録係及び研究院事務室が置かれて専任職員19人が配置され、学生課には、学生係、キャリア支援係が置かれ、専任職員10人が配置されている。附属図書館には、学術情報課の総務係、受入係、目録係、サービス係、情報基盤係が置かれ、情報基盤係2人を除く15人の専任職員が配置され、うち7人が司書資格を有している。

TAは、平成24年度には学士課程で146人を採用し、132の授業の補助を行っており、従事時間は4,367時間であり、大学院課程についてはそれぞれ12人、12授業科目、487時間となっている。TAの採用は各教員からの希望に基づいて当初配分予算の範囲内で採用数を決定しているが、希望した教員全員に配置さ

## 東京外国語大学

れている。このほかに外国人留学生が教育補助者として採用され、言語科目におけるネイティブ・スピーカーとして授業補助に活用されている。その内訳は16言語、68人で、担当している授業のコマ数は1,227である。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

### 【優れた点】

- 外国人教員に対しては、来日後に円滑な教育活動が可能となるよう、国際学術戦略本部サービスフロントにおいて、各種支援をワンストップで提供している。
- 教員の教育及び研究活動等に関する評価は、人事評価基準に基づき、教育・研究等の業績について評価が実施され、その評価結果を昇級及び勤勉手当に反映させている。
- 外国語大学の特色を活かし、外国人留学生を教育補助者として採用し、言語科目におけるネイティブ・スピーカーとして授業補助に活用している。

<b>基準4 学生の受入</b>
------------------

4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
--

4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。
----------------------------------

## 【評価結果】

基準4を満たしている。

## (評価結果の根拠・理由)

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。
--

当該大学の入学者受入方針は、大学全体について「国語、外国語、社会、数学、理科などに関して総合的な基礎知識を備え、世界諸地域の言語・文化・社会などに関心をいだき、みずから学ぶ意欲のある学生を求めています。」と定められ、さらに、言語文化学部、国際社会学部及び大学院総合国際学研究所ごとに定められている。また、特に言語文化学部言語文化学科日本語、国際社会学部国際社会学科日本地域の外国人留学生については、各学部の入学者受入方針に加えて、「高度な日本語運用能力及び日本についての基礎知識を備え、みずから学ぶ意欲をもち、国際教養人を目指す留学生を求めています。」と定められている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。
--

言語文化学部と国際社会学部では、一般入試（言語文化学部では前期日程のみ、国際社会学部では前期日程と後期日程）、外国人留学生（日本語・日本地域）入試の区分で入学者選抜が行われ、推薦入試は言語文化学部で行われている。一般入試では、言語文化学部は入学後に主として学ぶ言語ごとに27の募集単位を、国際社会学部は入学後に主として学ぶ地域を基準に16の募集単位を設けている。可否の判定に当たっては、入学者受入方針に示された基礎学力を大学入試センター試験の成績によって確認し、専門分野への適性を個別学力検査の結果を基礎として、調査書の内容を総合して判断している。外国人留学生試験は、日本語の運用能力と日本に関する基礎知識を測るため、日本語と日本史の学力検査に日本留学試験やTOEFL等の外部試験を併せて可否が判定されている。

言語文化学部の推薦入試では、入学者受入方針に示された基礎学力を大学入試センター試験の成績で、専門分野への学習意欲を学校長からの推薦書と志願者の志望理由書を基準として可否判定がされている。

3年次編入試験では、高度な外国語運用能力を測るため、編入学を希望する言語による試験と専門分野の学修計画を実現する力を測る口頭試問により可否が判定されている。

博士前期課程では、各コース単位の募集区分を設け、秋季と冬季の年2回募集を行って、入学者受入方針に沿った入学者選抜が行われている。秋季募集では、筆答試験による高度な外国語運用能力を測る外国語試験と、専門分野の基礎的知識や文章表現力等を問う論述試験が課されて基礎学力が判定され、口述試験によって、提出された研究計画書に基づく専門分野での研究能力が判定されている。冬季募集では、筆答試験の外国語試験に加えて、口述試験によって、提出された研究計画書に基づく専門分野での研究能力が判定され、提出論文によって文章表現力等が判定されている。

博士後期課程では、各専攻単位の募集区分を設け、入学者受入方針に沿った入学者選抜が行われている。筆答試験では、先端的専門研究を遂行するに十分な外国語力を備えているかが検査され、口述試験では、



研究計画書と提出論文に基づいて、専門分野での高度な知識と理解力及び研究能力が判定されている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学士課程においては、学部入試委員会規程と当該委員会が定めた学部入学者選抜試験における出題・採点等に関する細則に基づき、入学者選抜の実施体制が組織化されている。当該委員会は、教育・入試・広報等担当の副学長と、言語文化学部、国際社会学部の学部長及び学部長が指名する委員、学力検査実施教科ごとの出題・採点責任者等から構成され、学士課程における入学者選抜の具体的な実施体制（入学者選抜の方法、学力試験の実施体制や実施日時、合格者決定の学内手続きの日程等）に関して原案を作成し、両学部における教授会の審議を経て、入学者選抜を実施している。

入試委員会には、入試委員会規程第7条に基づき、言語文化学部及び国際社会学部の若干名の教員によって構成される入試情報処理部会が置かれ、入学試験の成績等の電算処理の確認を行っている。

入学者選抜に当たっては、学部入学者選抜試験における出題・採点等に関する細則に基づき、出題・採点責任者、出題・採点・集計委員、試験問題点検委員、試験監督委員、検査場責任者、試験問題分封委員を学長が委嘱している。入試委員会の構成員は、言語文化学部と国際社会学部のバランスを取るよう選出されるほか、合否判定の審議は両学部の教授会で行的されている。

総合国際学研究科では、大学院総合国際学研究科入学試験における出題・採点等に関する細目に基づき、入学者選抜の筆答試験の出題委員と採点委員、及び試験監督委員を学長が委嘱している。入学者選抜の口述試験については、専攻ごとに、受験生の専門分野に応じた口述試験委員を選出している。合否の判定については、研究科協議会と各専攻会議の審議を経て、研究科教授会が決定している。

学部・研究科の全ての入試実施の際には、学内で出題委員が待機し、試験問題の最終確認及び受験者からの質問等に対応している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

学士課程においては、経営戦略会議の専門部会である入試戦略部会が、入学者アンケートを毎年実施し、入学者受入方針に沿った学生を受け入れるのに適切な形で入学者選抜が実施されているかどうかを検討している。学士課程の改編に向けて平成23年度に設置された新学部設置準備室と入試戦略部会が連携して、それまでに蓄積してきたアンケート結果、全国の受験生の動向、大手予備校の意見等を参考して、望ましい入学者選抜の方法の検証が行われ、その結果を基に、新たに言語文化学部へ推薦入試制度が導入されている。

大学院課程では、大学院協議会が中心となって、それまでの入試の結果と問題点を取りまとめられ、入学者受入方針に沿った学生の受け入れが行われているかどうかを検証されている。その結果、国際協力専攻の平和構築・紛争予防（PCS）専修コースでは、志願者の大半が外国人留学生であることを重視して、平成25年度入学者選抜から、10月入学に対応した試験が実施されている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成 21～25 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。(ただし、平成 24 年度に設置された言語文化学部・国際社会学部については、平成 24～25 年度の 2 年分。)

〔学士課程〕

- ・ 言語文化学部：1.05 倍
- ・ 国際社会学部：1.03 倍
- ・ 外国語学部（3 年次編入）：1.02 倍

〔博士前期課程〕

- ・ 総合国際学研究科：0.93 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 総合国際学研究科：1.01 倍

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

**基準5 教育内容及び方法**

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
- 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

**【評価結果】**

**基準5を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

言語文化学部では、学則第13条第1項に定められた「世界諸地域の言語と文化に精通し、言語や文化の壁を越えたコミュニケーション能力とコーディネート能力を備え、国内外において言語間・文化間の架け橋となり、新たな価値観の創成に寄与する人材を育成する」という目的を実現するために、教育課程の編成・実施方針をウェブサイトにも次のように掲載して、周知が図られている。

- ・ 言語文化学部のカリキュラムは、基礎的教養を身につけるための全学共通「世界教養プログラム」と専門分野を体系的に学ぶために言語文化学部が独自に開設する「専修プログラム」とに区分され、3年次以降の「専修プログラム」では、専門性を高めるために3つの履修コースを設けます。また、カリキュラムの充実を図るために、単位互換制度や留学制度を積極的に活用するとともに、グローバル化時代を生きる上で必要不可欠な高度の英語運用能力を身につけるための教育を実施します。

また、国際社会学部については、学則第13条第2項に定める「世界諸地域の複雑な仕組みを把握し、分析するリサーチ能力と、グローバルな視点から問題を解決する実践的な能力を備え、国内外において、社会・政治・経済等の領域で活躍できる人材を育成する」という目的を実現するため、教育課程の編成・実施方針を明文化して、ウェブサイトにも以下のように掲載して周知が図られている。

- ・ 国際社会学部のカリキュラムは、基礎的教養を身につけるための全学共通「世界教養プログラム」と専門分野を体系的に学ぶために国際社会学部が独自に開設する「専修プログラム」とに区分され、3年次以降の「専修プログラム」では、専門性を高めるために3つの履修コースを設けます。また、カリキュラムの充実を図るために、単位互換制度や留学制度を積極的に活用するとともに、グローバル化時代を生きる上で必要不可欠な高度の英語運用能力を身につけるための教育を実施します。



これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

言語文化学部と国際社会学部では、それぞれの教育課程の編成・実施方針に基づき、開設する授業科目、単位数、履修方法及び卒業所要単位数を規程で定めている。

授業科目については、大きく分けて、学部共通で開設する世界教養プログラムと各学部が独自に開設する専修科目に区分され、学年進行に合わせた段階的な教育課程が組まれている。

世界教養プログラムは、言語科目、地域科目及び教養科目で構成され、特に言語科目を重視した教育課程となっている。学生は、主に1年次から2年次にかけて、入学時に選択した言語や地域等に関わる基礎的な内容と国際社会で求められる基礎的教養を集中的に学ぶことになっている。言語科目及び教養科目は、3年次以降も継続的、体系的に学習する。1年次には、大学で学ぶための基礎的な能力を養う「学術リテラシー」及び基礎演習を必修としている。2年次に言語科目を履修する際の履修要件、2年次から3年次に進級する際の進級要件は「授業科目の履修方法、卒業所要単位数等に関する規程」に定められている。

専修科目についても、導入科目、概論科目及び選択科目が体系的に構成され、1年次から4年次にかけて、専門性の程度に応じた段階的な教育課程としている。各学部とも3つの履修コースに分かれる3年次以降、学生は指導教員の下で本格的な専門分野の学修を進め、最終年次には卒業論文又は卒業研究の作成が義務付けられている。以上の教育課程に沿って卒業所要単位数等を満たした者に対し、学位が授与されている。学位の名称は、学位規程に定められ、言語文化学部及び国際社会学部ともに「学士（言語・地域文化）」である。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

平成23年度までは、学士課程には外国語学部のみが置かれ、7課程26専攻語による教育課程が編成されていた。しかし、近年のグローバル化の急速な進展という社会状況の変化に対応する必要性が求められ、第2期中期計画で「外国語学部において、グローバル化する世界の動向を踏まえ、柔軟で可変的な地域設定を検討しつつ、現代的課題に対応するために、入学定員の再配置を視野に入れたカリキュラムの見直しを行う。」と掲げている。

また、外国語学部の卒業予定者を対象にしたアンケート調査では、言語以外の専門教育の充実を求める声が多く見られ、入学辞退者を対象にしたアンケート調査においても、言語以外の専門教育に不安を感じるという理由を挙げる辞退者も少なくなかった。また卒業生の就職先を対象にしたアンケート調査では、語学力や国際感覚に関する評価は高いものの、「学術専門分野の知識」について、「良い」と答えた企業は44.9%にとどまっており、言語教育以外の専門教育の充実とその可視化が重要な課題となっていた。

これらのことに具体的に対処するため、平成24年4月に従来の外国語学部が言語文化学部と国際社会学部の2学部に変更されて、これまで行われてきた言語研究及び地域研究を軸としながらも、それぞれの学術専門領域に応じた体系的な教育課程が編成されている。また、全地球的な言語研究及び地域研究の教育拠点としての役割を強化し、グローバル化に対応する地域研究の学術の動向を踏まえて、外国語学部における地域別の7課程が見直されている。その結果、日本の発展にとっても戦略上重要と考えられるアフ

リカ、中央アジア、オセアニアの各地域と、ベンガル語に関する教育課程が新たに設けられ、世界 14 地域 27 言語に及ぶ教育研究体制が整備されている。さらに、実用的な英語力の向上を目指す「グローバル人材育成言語教育プログラム (G L I P)」の開講、留学機会の多様化を目指し 2 年次からの留学を可能とした留学制度の充実と海外協定校の拡充、グローバルビジネス講義の開講や企業インターンシップの実施等が行われて、社会や学生からの要望等をできるだけ教育課程に反映させることが図られている。平成 25 年度には 7 人の 2 年次の学生が海外協定校への派遣留学を行っている。

また、学生の多様なニーズに対応した教育機会を提供するため、他大学等への派遣制度が整えられている。さらに、社会からの要請に応えるものとして、多言語・多文化教育研究センターによる「多言語・多文化総合プログラム」が開講されている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

言語文化学部及び国際社会学部で開講する科目の授業形態は、講義、演習、実技・実習に分かれている。講義科目は世界教養プログラムが 40 科目、言語文化学部の専修科目で 100 科目、国際社会学部で 104 科目、教職科目で 47 科目、合計 291 科目となっている。この中には各学部の卒業論文 1 科目が含まれている。演習科目は世界教養プログラムで 768 科目、教職科目で 1 科目、合計 769 科目となっている。実技・実習等科目は世界教養科目で 1 科目である。授業科目全体における授業形態別の構成割合を見ると、講義 27.4%、演習 72.5%、実技・実習等 0.1% となっており、演習科目が多いことが分かる。

言語教育では、原則として少人数クラスによる授業を徹底しており、平成 24 年度に開講した言語科目では、地域言語 A の 27 科目の受講生の平均は、最多がスペイン語の 33.5 人、最少がビルマ語の 7 人であり、教養外国語の受講生については、最多がスペイン語 A で 24.9 人、最少がロシア語 A で 9.2 人となっている。1 クラス当たりの全体の平均人数は 16.6 人である。また、ネイティブ・スピーカーによる授業も重視されており、平成 24 年度に開講した言語科目の授業のうち、ネイティブ・スピーカーが担当したクラスの全体に占める割合は 43.1% となっている。さらに、外国人留学生の教育支援者が各言語の授業補助として配置されており、平成 24 年度の状況は 16 言語、68 人、延べ 1,227 コマとなっている。具体的には英語が最多で 16 人 350 コマ、次いでドイツ語 12 人 274 コマ、フランス語 7 人 79 コマ、イタリア語 8 人 65 コマ、スペイン語 7 人 98 コマ、ポルトガル語 2 人 52 コマであり、最少はモンゴル語 1 人 8 コマである。

また、英語学習支援センター (E L C) では全学生を対象とした英語自律学習支援プログラムが実施されており、独自の e-learning システムを利用した学習機会を提供し、教育効果を高めるための取組が実施されている。

このほか、大学で学ぶために必要となる論文執筆、プレゼンテーション等の基本的なスキルの修得を図るため、初年次必修科目として基礎演習を開講している。この演習の 1 クラス当たりの平均人数は 21.3 人であり、少人数クラスによるきめ細かい教育の実施が図られている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1 年間の授業期間は、定期試験の期間を含めて 35 週が確保され、実質的

な授業が各学期 15 週実施されている。また、授業予備日が別途設けられて補講に対応している。東日本大震災の発生に伴う電力不足への対応のため、授業期間を 15 週確保することが困難となったことから、授業の開始時刻を 30 分繰り上げることで、新たに 6 時限目（17 時 40 分～19 時 10 分）に授業時間を設け、現在は主に補講を行う時間として活用している。

授業科目の履修に当たっては、第 3 年次編入学者及び教職課程を履修する学生を除き、履修登録の上限を年間 50 単位とすることが規定されている。成績評価の結果は、GPA (Grade Point Average) として算出して学生に通知している。自主学習の環境の整備として、文部科学省の 21 世紀 COE プログラム「言語運用を基盤とする言語情報学拠点」(平成 14 年度～18 年度) で開発された T U F S 言語モジュール、現代的教育ニーズ取組支援プログラム「e-日本語-インターネットで拓げる日本語の世界」(平成 17 年度) で開発された日本語教材等を提供している。

平成 24 年度に自己点検・評価委員会が実施した、1 回の授業につき何時間程度の自学自習を行っているか調査した結果、言語科目ではほとんどの学生が自学自習を行っている一方で、講義系の科目では全く自学自習をしていない学生が相当数いるなど、授業科目の別によって自学自習時間に大きな差があることが判明したことを受けて、最も自学自習時間の少なかった「学術リテラシー」については、平成 25 年度から授業の終わりに必ず課題を課すこととしている。また、東京外国語大学生協の調査によれば、平成 24 年度では、学習時間（授業+大学関係の学習）は 1 日当たり平均 320 分であった。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

#### 5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、全教員が共通のフォーマットでウェブ入力することにより作成し、授業ごとに目標、概要、計画、成績評価、受講上の注意及びテキスト・教材について、具体的に記載することとしている。授業計画については、原則として全 15 回に分けて内容を記載し、準備学習に関する指示について、受講上の注意に具体的に記載することとされている。しかし、成績評価基準と事前学習についてのシラバスの内容は不十分であり、また、シラバスの授業内容の説明が簡略すぎるものがあり、複数の異なる授業科目の内容説明が同文であるものが相当数存在する。

シラバスは、毎年春学期に冊子で配付されるほか、ウェブサイト上で常時閲覧が可能となっており、学生はこれらを参考に授業の履修登録を行っている。平成 24 年度秋学期に世界教養プログラムの授業を受講している学生を対象に行われた授業評価アンケートでは、「シラバスの内容は分かりやすかったか」、「シラバスの通りに授業が進められたか」という問いに対し、それぞれ 75.1%、77.4%が「そう思う」又は「ややそう思う」と回答している。

これらのことから、シラバスに精粗が認められるが、一定程度学生に活用されていると判断する。

#### 5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

グローバル人材言語教育プログラム (G L I P) として開講されている G L I P 英語科目のうち、高校レベルから大学レベルへのステップアップを目的とする Interactive English では、毎年 4 月に学部 of 全入学者が受験する T O E I C - I P のスコアを基に、履修者のレベルに応じたクラス分けが行われている。また、大学入学前に英語をほとんど学習していない外国人留学生等を主な対象とした Basic クラスが別途開設されている。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

言語文化学部では、学則第 13 条第 1 項に定められた目的を実現するための学位授与方針を明文化して、大学ウェブサイト以下のように掲載して周知が図られている。

「所定の授業科目等の履修を通じて、厳正な評価のもと 125 単位以上を修得し、以下の諸点を満たしていると認める学生に学位を授与します。

- ・「言語科目」によって、「地域言語」、「英語」、「教養外国語」の十分な運用能力を修得していること。
- ・「地域科目」によって、関連する地域の文化・社会についてさまざまな観点から十分に学んでいること。
- ・「学術リテラシー」および「基礎演習」によって、専門コースでの学習に取り組む基礎的な知識や技法と自らの考えを適切に表現する能力を身につけていること。
- ・「世界教養科目」を通して、世界諸地域の文化・社会を広く理解し、世界中の人々との交流において不可欠な素養や知識を備えていること。
- ・「言語・情報コース」、「グローバルコミュニケーションコース」、「総合文化コース」のいずれかのコースで履修した科目を通して、それぞれの分野についての専門的な知識を有し、かつ関連する分野・領域についても知見を広め、多様な視点から対象分野・領域を考察する能力を備えていること。
- ・「卒業論文」又は「卒業研究」を通して、ものごとを客観的に追究する能力、諸々の情報を体系化して整理する能力、多くの人に理解可能な説明を行う能力が滋養されていること。」

また、国際社会学部では学則第 13 条第 2 項に定められた目的を実現するための学位授与方針を明文化して、大学ウェブサイト以下のように掲載して周知が図られている。

「所定の授業科目等の履修を通じて、厳正な評価のもと 125 単位以上を修得し、以下の諸点を満たしていると認める学生に学位を授与します。

- ・「言語科目」によって、「地域言語」、「英語」、「教養外国語」の十分な運用能力を修得していること。
- ・「地域科目」によって、関連する地域の文化・社会についてさまざまな観点から十分に学んでいること。
- ・「学術リテラシー」および「基礎演習」によって、専門コースでの学習に取り組む基礎的な知識や技法と自らの考えを適切に表現する能力を身につけていること。
- ・「世界教養科目」を通して、世界諸地域の文化・社会を広く理解し、世界中の人々との交流において不可欠な素養や知識を備えていること。
- ・「地域社会研究コース」「現代世界論コース」「国際関係コース」のいずれかのコースで履修した科目をとおして、それぞれの分野についての専門的な知識を有し、かつ関連する分野・領域についても「関



連科目」をとおして知見を広め、多様な視点から対象分野・領域を考察する能力を身につけていること。

- ・「卒業論文」又は「卒業研究」を通して、ものごとを客観的に追究する洞察力、表層から深い構造に降り立つ分析力、部分的知識を総合して整理する総合力、それらを普遍的な言葉とイメージで発信する表現力を身につけていること。」

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-2 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

言語文化学部及び国際社会学部では、授業科目の単位認定に係る必要事項が学部通則第6条に定められている。単位の認定は、試験の成績や学修状況、その他を総合的に判定することになっており、点数化された成績に応じて「S（秀）」、「A（優）」、「B（良）」、「C（可）」、「F（不可）」の5段階で評価し、「C（可）」以上を合格としている。具体的な成績評価と単位認定の方法については、授業科目ごとに担当教員が上記通則に従い、成績評価で考慮する事項や評価方法をシラバスに記載し、評価はそれに基づいて行われている。また、学生個人の成績を具体的かつ客観的に示すため、教職科目や一部の教養科目等を除いてGPA制度が導入され、成績通知表及び成績証明書に記載されている。これらの基準や制度は、入学時に学生に配付する履修案内を通じて周知されている。

また、GPA制度の運用に当たっては、授業科目間で成績評価に偏りが出ないように、成績評価のガイドラインが定められている。成績評価のガイドラインの学生への周知は、書面調査時にはなされていなかったが、平成25年度内に周知がなされた。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-3 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価の正確性を担保するための方法として、学生からの「成績に関する問い合わせ」システムが実施されている。平成24年度の問い合わせ件数は27件であった。異議申立て制度は書面調査時には設けられていなかったが、平成25年度内に新たに設けられ、学生への周知がなされた。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-4 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

学士課程全体に係る卒業要件については、学則第44条第1項に「学部」に第14条に定める修業年限以上在学し、所定の授業科目を履修し、125単位以上を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。」と定められている。また、学位授与の要件が学位規則第3条に定められているほか、言語文化学部及び国際社会学部では、それぞれの学位授与方針を基に、卒業所要単位数や履修年次、履修方法等が別途定められている。これらの事項については、入学時に学生に配付する履修案内を通じて周知されている。

現在は両学部とも完成年度を迎えていないため、実際の卒業判定はまだ行われていないが、基本的には

改組以前の外国語学部の卒業判定と同様の扱いとされており、各学部の協議会で卒業所要単位数の充足状況等を確認した後にそれぞれの教授会の議を経て決定することとされている。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

#### <大学院課程>

##### 5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

総合国際学研究科では、大学院学則第3条第2項に定める「地球社会と世界諸地域の言語・文化・社会を対象とする専門研究及び領域横断的・総合的な研究を深めるとともに、その知見をもって、多言語を運用し国際社会に寄与する実践的知識と技法を修得し、世界に活躍することのできる創造的かつ先端的な人材を育成する」という目的を実現するため、課程及び専攻ごとに教育課程の編成・実施方針が明文化され、大学ウェブサイトに掲載し周知が図られている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

##### 5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

総合国際学研究科の教育課程や授業科目等に関する事項は大学院学則に定められている。博士前期課程については、主に研究者養成を目的とする言語文化専攻及び地域・国際専攻と、主に高度職業人養成を目的とする言語応用専攻及び国際協力専攻の4専攻が置かれ、それぞれの専攻の下に複数の履修コースが設けられている。博士後期課程には、研究者及び高度職業人の養成を目的として、言語文化専攻及び国際社会専攻の2専攻が置かれている。

授業科目は、教育課程の編成・実施方針に従い、専攻ごとに専攻専門科目、専攻関連科目、専門特殊研究及び学術言語演習の区分が設けられ、それぞれ専攻の目的や専門領域に応じた授業が開講されている。主に高度職業人の養成を目的としている博士前期課程の言語応用専攻及び国際協力専攻では、学術言語演習の履修に代えて専攻専門科目、専攻関連科目の履修で修了要件の単位が充足される設計となっている。博士後期課程では、専攻間共通の共通科目及び専攻独自の専攻科目の区分が設けられており、言語文化と地域・国際社会を対象とした2系列の学問領域に応じた専門的研究者又は高度専門職業人の養成にふさわしい内容となるよう、授業科目が配置されている。

総合国際学研究科の修了生には、大学院学則及び学位規程に基づき、博士前期課程では専攻の履修に応じ、「修士(学術)」、「修士(文学)」、「修士(言語学)」、「修士(国際学)」の学位が授与され、博士後期課程では「博士(学術)」の学位が授与されている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

##### 5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

授業科目の内容については、文部科学省グローバルCOEプログラム「コーパスに基づく言語学教育研究拠点」(平成19年度～23年度)をはじめとする各種プログラムや、科学研究費助成事業による研究プロジェクト等による最新の研究成果が授業に反映されている。さらに、学生の多様なニーズに対応するため、

文部科学省の大学院教育改革推進プログラム（大学院G P）「国際基準に基づく先端的语言教育者養成」（平成 20 年度～22 年度）・組織的な大学院教育改革推進プログラム（大学院G P）「臨地教育実践による高度な国際協力人材養成」（平成 21 年度～23 年度）、日本学術振興会が実施する「若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム（以下、「I T P」という。）」・「組織的な若手研究者等海外派遣プログラム」等の各種プログラムを活用し、海外での臨地調査やインターンシップ、国際学会への派遣等が教育課程に組み込まれている。平成 24 年度には、「頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム」及び「卓越した大学院拠点形成支援補助金」により、大学院生計 61 人が海外に派遣されている。

博士後期課程では、「I T P」を活用して、非英語圏ヨーロッパ諸地域の大学院等との共同博士論文審査・共同学位授与制度を確立する努力がされており、平成 24 年度末時点で計 7 大学と博士論文共同指導協定（コチュテル）が締結され、これまでに 3 人の大学院生が博士論文共同指導協定に基づく博士号を取得している。

このほか、教育研究の一層の充実と大学院生の資質向上を図るため、日本銀行金融研究所、国際協力機構及び日本貿易振興機構アジア経済研究所との協定に基づき、国際経済、国際金融、国際協力及び途上国開発等の分野について、現場経験の豊かな客員教授による連携講座が開講されている。

さらに、博士前期課程国際協力専攻では、主に紛争地域からの外国人留学生を対象に、英語の授業のみで修了可能な平和構築・紛争予防専修コース（P C S）が設けられており、平成 25 年度からは海外からの学生のニーズに対応した秋季入学が導入されている。

なお、当該大学の附置研究所であり、全国共同利用・共同研究拠点にも認定されているアジア・アフリカ言語文化研究所の研究者が授業を担当し、最新の研究成果が大学院教育に還元されている

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

総合国際学研究科で開講する科目の授業形態は、講義と演習に分かれている。博士前期課程で開講されている講義科目と演習科目の数は、専攻ごとにそれぞれ以下のようにになっている。

言語文化専攻で 84 科目と 65 科目

言語応用専攻で 44 科目と 31 科目

地域・国際専攻で 33 科目と 26 科目

国際協力専攻で 30 科目と 28 科目

この中で、4 専攻で共通開講となっている学術言語演習は、26 科目全てが演習科目となっている。なお、言語応用専攻においては専攻関連科目として開講されている。

博士後期課程については全て講義科目であり、言語文化専攻では 47 科目、国際社会専攻では 39 科目が開講されている。

大学院教育は少人数教育を基本としているため、講義形式の授業であっても、大学院生による口頭発表や討論等を取り入れた双方向型の授業が行われている。また、高度職業人や若手研究者の養成の観点から、文部科学省「組織的な大学院教育改革推進プログラム」に採択された「臨地教育実践による高度な国際協力人材養成」（平成 21 年度～23 年度）、「I T P」等を活用し、海外での臨地研究や国際機関でのインターンシップ、国際学会への派遣等の臨地実習が授業科目に取り入れられている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が

採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業期間は、定期試験の期間を含めて35週確保されており、実質的な授業は各学期15週実施されている。また、補講を行うため、授業予備日が別途設けられるとともに、平成23年度以降、授業の開始時刻を30分繰り上げることで、新たに6時限目（17時40分～19時10分）に授業時間を設け、主に補講を行う時間として活用されている。

総合国際学研究科では、大学院学則第28条第2項において、履修する授業科目の選択に当たっては、あらかじめ主任指導教員の指導を受けなければならないと定められており、大学院生は主任指導教員の許可を得た上で履修届を提出することとされている。また、準備学習については、シラバスや授業内において適宜指示されている。

平成24年度に自学自習に関するアンケートを自己点検・評価委員会が初めて実施し、1週間の自学自習時間について調査した結果、授業と関係のある学習については29.3%の大学院生が21時間以上、授業と関係のない学習については45.2%の大学院生が5時間以上行っていると回答している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、全教員が共通のフォーマットでウェブ入力することにより作成し、授業ごとに目標、概要、計画、成績評価、受講上の注意及びテキスト・教材について、具体的に記載することとしている。授業計画については、原則として全15回に分けて内容を記載し、準備学習に関する指示について、受講上の注意に具体的に記載することとしている。しかし、成績評価基準と事前学習についてのシラバスの内容は不十分である。

シラバスは、毎年春学期に冊子で配付されているほか、ウェブサイト上で常時閲覧が可能となっており、学生はこれらを参考に授業の履修登録を行っている。平成24年度2学期に実施した授業評価アンケートの結果においては、「大学院の授業全般で、シラバスの内容は分かりましたか」、「大学院の授業全般で、シラバスに沿って授業が進められましたか」という問いに対し、回答者のうちそれぞれ57.9%、73.8%が「そう思う」又は「ややそう思う」と回答している。

これらのことから、シラバスに精粗が認められるが、一定程度学生に活用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし



5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

総合国際学研究所における論文指導の体制・手続き等については、学位審査等に関する細則に定められている。

博士前期課程では、修士論文の作成に関して、主任指導教員と副指導教員による複数指導体制が敷かれ、各専攻で開講される「専門特殊研究」を中心に、修士論文指導が行われている。また、毎年度末に主任指導教員と副指導教員が連名で「研究指導報告書」を研究科長宛に提出しており、これにより修士論文の作成に関する指導が適切に行われているかどうか、点検が行われている。

博士後期課程では、高度に専門的な学位論文の執筆が求められることから、主任指導教員と2人の研究指導担当教員からなる博士論文指導委員会が設置され、大学院生の研究及び論文指導に責任を負うこととされている。博士論文指導委員会が研究指導計画書を作成し、研究科協議会及び教授会がこれを確認するとともに、年度末に大学院生が博士論文の構想や研究方法等を記載した「論文計画書」を作成し、論文指導委員会に提出する。博士論文指導委員会は、前述の研究指導計画書と照らし合わせて、面談による研究指導を行い、その結果を再び研究科協議会及び教授会に報告することとされている。

また、希望する大学院生は、ボローニャ大学をはじめとする海外の大学院とのコチューテルに基づき、博士論文の作成に係る共同指導を受けることが可能となっている。平成20年以降、12人が指導を受け、3人が学位取得に至っている。

さらに大学院生がTA又はRAとして採用され、活動を通じて教育研究に関する技能の向上が図られ、教育的活動の訓練がなされている。

これらのことから、大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

総合国際学研究所では、専攻ごとに学位授与方針を定めている。博士前期課程については、以下のとおり学位授与方針を定めている。

- ・言語文化専攻

本専攻は、将来における専門研究者の育成を主たる目的とし、そのための系統的かつ多彩な教育カリキュラムと、論文執筆に必要な指導体制が整えられています。学位の授与にあたっては、所定の単位の修得を前提とし、研究テーマの独創性、問題意識の明確さ、方法論的な一貫性、先行研究との関連、論旨展開・文章表現の妥当性など、複数からなる評価基準により審査をおこないます。本専攻の当該分野で学術的な貢献をなし得る高い研究能力および実社会での創造的な探求を続けていける能力を有すると判断される学位申請者に学位を授与します。

- ・言語応用専攻

本専攻は、高度な実務能力をもった職業人の養成を主たる目的とし、それに特化した教育カリキュラムと、研究遂行に必要な指導体制が整えられています。学位の授与にあたっては、所定の単位の修得を前提とし、研究テーマの独創性、問題意識の明確さ、方法論的な一貫性、先行研究との関連、論旨展開・文章表現の妥当性など、複数からなる評価基準により審査をおこないます。実社会において、高い専門知識をそなえた職業人として広範な分野で活躍が期待できると判断される学位申請者に学位を授与します。

- ・地域・国際専攻

本専攻は、将来における専門研究者の育成を主たる目的とし、そのための系統的かつ多彩な教育カリキュラムと、論文執筆に必要な指導体制が整えられています。学位の授与にあたっては、所定の単位の修得を前提とし、研究テーマの独創性、問題意識の明確さ、方法論的な一貫性、先行研究との関連、論旨展開・文章表現の妥当性など、複数からなる評価基準により審査をおこないます。本専攻で得た社会・国際関係に関する知見を基に博士後期課程での論究を深めていける研究能力および実社会での創造的な探求を続けていける能力を有すると判断される学位申請者に学位を授与します。

・国際協力専攻

本専攻は、高度な実務能力をもった職業人の養成を主たる目的とし、それに特化した教育カリキュラムと、研究遂行に必要な指導体制が整えられています。学位の授与にあたっては、所定の単位の修得を前提とし、研究テーマの独創性、問題意識の明確さ、方法論的な一貫性、先行研究との関連、論旨展開・文章表現の妥当性など、複数からなる評価基準により審査をおこないます。実社会において、高い専門知識をそなえた職業人として広範な分野で活躍が期待できると判断される学位申請者に学位を授与します。

また、博士後期課程については、「当該分野で学術的な貢献をなし得る高い研究能力をそなえ、将来にわたり専門研究者または高度専門職業人として十分に活躍できる」能力を修得していることを共通の条件としている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

授業科目の単位認定に係る必要事項は大学院学則に定められている。単位の認定は、筆記又は口述試験もしくは研究報告により認定することとし、これらの成績は「A」、「B」、「C」、「D」の4段階で評価され、「C」以上を合格としている。このことは、大学院生に対して毎年度配付する履修案内を通じて周知されている。具体的な成績評価方法については、授業科目ごとに担当教員が大学院学則に従って具体的に定めたものをシラバスに記載し、これに基づいて成績評価が行われている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

総合国際学研究科では、成績評価の透明性を担保するための方法として、学生からの「成績に関する問い合わせ」システムが実施されている。平成24年度の問い合わせ件数は0件であった。異議申立て制度は書面調査時には設けられていなかったが、平成25年度内に新たに設けられ、学生への周知がなされた。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

学位論文の審査体制及び手続きに関する事項は、学位審査等に関する細則に定められており、履修案内を通じて大学院生に周知されている。

修士論文の審査については、教授会が大学院生からの修士論文審査の申請を受けて、主任指導教員と2人の教員からなる審査委員会が設置され、審査委員会による修士論文の審査と最終試験が実施される。その結果は、各専攻会議、協議会及び教授会で審議の上、議決されている。

博士論文の審査については、定められた研究指導プロセスを経た後、教授会が大学院生からの博士論文審査の申請を受けて、主任指導教員と4人の教員からなる審査委員会が設置され、審査委員会による博士論文の審査と最終試験が実施されている。その結果は、教授会で審議の上、議決される。審査委員には、他大学の大学院等の教員や研究者を含めることが可能となっており、ほとんどの論文審査において学外審査委員が加わっている。

また、修士論文又は修士修了研究の評価基準については、(1) 外形的観点、(2) 表現と文体、(3) 研究課題の設定、(4) 研究方法と構成、(5) 学術的・実用的意義が設けられており、履修案内に記載されている。博士学位論文の評価基準は、書面調査時には定められ周知されていなかったが、平成25年度内に(1) 学術的・実用的意義、(2) テーマ、問題設定、結論、(3) 研究方法と論述構成、(4) 文体と表現、(5) 外形的な観点、(6) 最終試験の評価基準を評価項目として定められ、周知されている。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 平成24年度からの学部改組が、社会からの要請や卒業生の就職先の企業の意見、入学辞退者へのアンケート結果等を適切に反映させ、当該大学の特徴を活かしたものとなっている。
- 英語学習支援センター（ELC）を設置して、学部の全学生を対象とした英語自律学習支援プログラムが実施され、独自の e-learning システムを利用した学習機会を提供し、教育効果を高めるための取組が実施されて、学生に有効に活用されている。
- 文部科学省の大学院GP「国際基準に基づく先端的言語教育者養成」（平成20年度～22年度）・「臨地教育実践による高度な国際協力人材養成」（平成21年度～23年度）、日本学術振興会が実施する「ITP」・「組織的な若手研究者等海外派遣プログラム」等の各種プログラムを活用し、海外での臨地調査やインターンシップ、国際学会への派遣等が教育課程に組み込まれている。
- 文部科学省グローバルCOEプログラム「コーパスに基づく言語学教育研究拠点」（平成19年度～23年度）をはじめとする各種プログラムや、科学研究費助成事業による研究プロジェクト等による最新の研究成果が多くの授業に反映されている。
- 博士後期課程で、日本学術振興会が実施する「ITP」を活用して、非英語圏ヨーロッパ諸地域の大学院等との共同博士論文審査・共同学位授与制度を確立する努力がされており、すでに7か国との間で協定が結ばれ、3人に対して学位を授与している。

#### 【改善を要する点】

- 学士課程・大学院課程において、成績評価基準と事前学習についてのシラバスの内容が不十分である。

- シラバスの授業内容の説明が簡略すぎるものがあり、また、複数の授業について内容の説明が同文であるものが多く見受けられる。

<b>基準6 学習成果</b>
6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

## 【評価結果】

基準6を満たしている。

## (評価結果の根拠・理由)

6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。
--

学士課程における言語文化学部及び国際社会学部の単位修得の状況は、2学部共通科目の言語科目、地域科目、教養科目については、全て90%以上であり、また言語文化学部の専修導入科目は89.8%、国際社会学部の専修導入科目は90.8%、教職科目の単位修得率は85.7%、全体の平均単位修得率は93.2%である。

卒業、資格取得等の状況については、完成年度を迎えていない言語文化学部及び国際社会学部を除き、外国語学部については以下のとおりとなっている。

学士課程における標準修業年限内卒業率及び標準修業年限×1.5年内卒業率は、平成19年度一般入学者で43.4%及び92.3%、過去5年間に於ける標準修業年限内卒業率及び標準修業年限×1.5年内卒業率の平均値は、一般入学者でそれぞれ40.7%及び91.5%、3年次編入入学者でそれぞれ58.6%及び83.9%である。

学生の在籍者に占める留年者、休学者、退学者及び除籍者の割合は、過去5年間の平均値で、それぞれ17.1%、14.8%、0.9%及び0.3%である。休学の理由のうち、留学によるものは5年間の平均で66.8%であって、ほかの理由によるものを大きく上回っている。

卒業時における教育職員免許状の取得状況は、中学校及び高等学校の英語を中心に、毎年延べ100人前後である。

卒業論文及び卒業研究は、全学生に卒業要件として課されており、平成21年度以降、ゼミの指導教員から推薦のあった卒業論文及び卒業研究が大学のウェブサイト上で公開されている。

このほか、平成24年度に学生が自主的に参加した各種スピーチコンテスト等での受賞実績は、言語関係では英語、ポルトガル語、ロシア語、中国語、インドネシア語、マレーシア語、タイ語、ベトナム語等で25件の多数にわたり、言語関係以外の受賞実績も1件ある。

大学院課程における総合国際学研究科の標準修業年限内修了率及び標準修業年限×1.5年内修了率は、博士前期課程の平成22年度入学者で68.2%及び84.8%である。博士前期課程における標準修業年限内修了率の過去3年間の平均値は66.2%、標準修業年限×1.5年内修了率の過去2年間の平均値は84.4%であり、博士後期課程における標準修業年限内修了率の過去2年間の平均値は6.9%となっている。

各年度における大学院生在籍者に占める休学者、退学者及び除籍者の割合は、過去4年間の平均値で、博士前期課程でそれぞれ9.5%、2.1%及び0.3%、博士後期課程でそれぞれ22.2%、3.0%及び0.8%となっている。

平成19年度以降の博士学位授与者数は、課程博士で84人、論文博士が9人である。



大学院生による研究論文等の発表件数は、平成20年度が31件、21年度が47件、22年度が56件、23年度が40件、24年度が32件、5年間の合計は206件であり、そのうち166件が査読付きである。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

当該大学では、総合国際学研究院自己点検・評価委員会によって、学部及び研究科の在学学生を対象とした授業評価アンケート並びに卒業及び修了予定者による満足度調査が毎年実施され、学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取が継続的に行われている。

学士課程について、平成24年度秋学期に世界教養プログラムの授業を受講している学生を対象に行った授業評価アンケートでは、各調査項目を「1. 思わない」から「5. そう思う」の評価（評定5点満点）で回答を求めた結果、「内容がよく理解できるよう学期を通して授業全体が構成されていた」で4.34点、「内容が充実した授業だった」で4.41点、「講義内容はわかりやすかった」で4.37点、「総合的に見て、この授業に満足した」で4.40点となっていた。平成25年1月に外国語学部の卒業予定者を対象に行った大学満足度調査で、各調査項目を「1. 不満」から「5. 満足」の5段階評価（評定5点満点）で回答を求めた結果、「言語科目の充実度」で4.15点、「専門科目の充実度」で3.67点、「基礎科目の充実度」で3.43点、「参加型授業（ゼミ）の充実度」で4.03点、「大学教育の総合評価」で3.93点となっていた。

大学院課程について、平成24年度2学期に実施された授業評価アンケートで、各調査項目を「1. 思わない」から「5. そう思う」の5段階評価（評定5点満点）で回答を求めた結果、「指導教員から履修や研究について十分な指導を受けましたか」で4.81点、「授業は研究や学位論文の作成に十分役立ちますか」で4.41点、「指導教員から学位論文作成について十分な指導を受けましたか」で4.17点、「総合的に考えて本学の大学院の教育に満足していますか」で4.44点であった。平成25年1月に実施した修了予定者満足度調査では、各調査項目を「1. 不満」から「5. 満足」の5段階評価（評定5点満点）で回答させた結果、「専門科目の充実度」で3.77点、「共通科目の充実度」で3.72点、「学術言語演習科目の充実度」で3.83点、「教員の研究指導」で4.14点、「大学院教育の総合評価」で3.87点であった。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

学士課程の外国語学部における過去5年間の卒業生の就職率は63.9%~75.8%の間で推移し、過去5年間の就職希望者の就職率は、84.5%~90.3%の間で推移している。平成21年度には、リーマンショック後の世界的な景気悪化の影響を受けて、就職率が一次的に大きく落ち込んだが、現在は回復傾向が見られる。卒業生の就職先は、製造業、卸売・小売業、情報通信業、サービス業、金融業等の幅広い業種であり、海外に事業を展開するグローバル企業への就職が目立つ。また毎年一定程度の学生が公務員（国家公務員及び地方公務員）として就職しており、ここ数年は特にその比率が高まっている。とりわけ、外務省専門職員については、全国の大学の中で当該大学の合格者が最も多い。

過去5年間の卒業生の進学率は8.7%~13.9%の間で推移している。主な進学先は、当該大学大学院が全体の67.1%と最も多い。

大学院課程の過去5年間の修了生の就職率は、博士前期課程で34.1%~50.8%、博士後期課程で4.8%~21.1%の間で推移し、過去5年間の就職希望者の就職率は、博士前期課程で64.4~76.5%、博士後期課程で9.1%~44.4%で推移している。過去5年間の博士前期課程修了者の就職先を業種別に見ると、国内外の大学や高等学校等の教育・学習支援業に就職する者が全体の22.9%と最も多く、その次に、海外に事

業を展開するグローバル企業等を中心とした製造業が13.6%、新聞社・出版社等を中心とした情報通信業が12.2%となっている。このほか、専門的スキルが求められる学術研究、専門・技術サービス業にも11.1%が就職している。博士後期課程の修了者は、大学等に常勤として就職するほか、非常勤として研究を継続している者も多い。

過去5年間の進学率は、博士前期課程で21.3%~26.8%の間で推移している。主な進学先は、当該大学大学院の博士後期課程が全体の89.9%と最も多い。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-2② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

完成年度を迎えていない言語文化学部及び国際社会学部については調査が実施されていないが、外国語学部については平成24年度に、過去5年間の卒業生及び修了生を採用した実績がある企業等を対象に、大学教育の成果等に関するアンケート調査を実施し、卒業生及び修了生が有する知識や能力等について、5段階（5点満点）で評価を求めた。その結果は、学士課程卒業生に対する評価では、全20項目中、「語学力」、「論理的思考力」及び「国際性」に関する5項目で4点以上、その他の15項目で3.5点以上の評価が得られ、総合的な評価においても4.16点という高い評価が得られている。

大学院課程修了生に対する評価では、上記と同じ全20項目中、「語学力」、「専門知識」及び「国際性」等の15項目で4点以上、その他の5項目で3.5点以上の評価が得られたほか、総合的な評価においても4.3点であり、学士課程卒業生よりもさらに高い評価が得られている。

同じく平成24年度に、外国語学部を卒業してから1年目、3年目及び5年目となる卒業生を対象にしたアンケート調査が実施された。その結果は、「在学中の学習は卒業後どの程度有効だったか」という問いに対し、現在の地域言語Aに相当する主専攻語や、同じく専修科目に相当する専門科目について、回答者の60%以上が「役に立った」又は「やや役に立った」と回答している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 学生の自主的な参加による外部のコンテストの成績が極めて優秀である。

**基準7 施設・設備及び学生支援**

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
- 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準7を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。  
また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学の校地面積は126,941 m<sup>2</sup>、校舎等の施設面積は36,876 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。現在の府中キャンパスは、平成12年に狭隘化が著しかった旧キャンパスから移転したものである。平成13年には、会議室等からなる本郷サテライトキャンパスが設置されている。

研究講義棟には、講義室42室、演習室39室、研究室196室が設置されている。講義室は、延床面積4,542 m<sup>2</sup>、総座席数3,729席、平均利用率72%である。演習室は、延床面積1,534 m<sup>2</sup>、総座席数824席、平均利用率65%である。教員の研究室は、延床面積4,336 m<sup>2</sup>で、専門分野ごとに研究室を近接させている。また教員個人の研究室とは別に共同研究室を設置して、教育研究活動の円滑な実施に配慮している。これらの研究講義棟の各室には、全て空調が完備されている。

体育に関する施設は、府中キャンパスに屋外運動場、屋内運動場、弓道場、テニスコートが設置されている。屋外運動場は、陸上競技場兼サッカー場として使用され、屋内運動場は、屋内競技全般に使用できるメインアリーナ及びサブアリーナがあり、そのほかに音楽・舞踏練習場、トレーニング室及び武道場が設置されている。これらの施設は授業以外に学生の課外活動にも利用されている。埼玉県戸田市には、端艇部（ボート部）の艇庫と合宿研修所を保有し、課外活動や学内行事に使用されている。

教育研究活動の中心となる研究講義棟、附属図書館、アジア・アフリカ言語文化研究所、留学生日本語教育センター全ての建物が昭和56年に改正された建築基準法に基づく耐震性（新耐震基準）を満たしている。また、各建物の外壁を調査して、ひびや浮きによる落下がないように適宜工事が行われている。

バリアフリー化については、府中キャンパスの敷地内を段差の少ない平坦な造りとしているほか、点字ブロックを敷設することで、目に障害のある者でもキャンパス内をスムーズに移動できるように配慮されている。

主要な建物の出入口は自動扉となっており、2階以上の建物にはエレベーターが設置され、このうち少なくとも1台には、鏡、手すり、音声案内及び点字パネルが備え付けられ、通常よりも大きな扉とすることで車いすでの利用が可能になっている。障害者用トイレは計17か所設置され、キャンパス内にオストメイト対応トイレが1か所設置されている。また、大学正面出入口付近に、障害者専用駐車場が2台分設置されている。

施設の安全・防犯対策については、キャンパス内の各所に防犯カメラが設置されている。またキャンパス内に緊急連絡網（通称：キャンパス110番）を設けて、緊急事態に早急に対応できる体制が整えられて



いる。主要な建物は20時に自動施錠され、許可を得た者のみが入構できるよう、セキュリティーがかけられている。

東日本大震災に伴う施設・設備の耐震対策については、施設マネジメント室が中心になって、建物外壁の補修や耐震対策が講じられるとともに、地震発生時の什器類等の転倒防止のための専門業者による立ち入り調査が行われるなどの防災対策が順次進められている。

施設の整備に当たっては、施設マネジメント室が中心になって、長期的視点に立った施設設備の計画の企画・立案が行われ、教育・研究環境の維持に努めている。

大学院生からの要望を踏まえ、平成20年5月から院生研究室の利用時間を延長しており、平日は8時から23時まで、土日は8時から20時まで利用できる体制となっている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

平成12年のキャンパス移転を通じて、キャンパス内の全ての建物が光ファイバーで結ばれ、現在では各建物内のほぼ全ての部屋において、1GbpsでのLAN接続を末端まで可能としている。また、キャンパス全域で約120か所のアクセスポイントが設置され、学生は共用パソコンや、個人のパソコン等を用いてキャンパス内の全ての建物から無線ネットワークが利用できるようになっている。これらの設備については、総合情報コラボレーションセンターが一括して管理し、適宜メンテナンスが行われている。

学外とのネットワークは、SINET4を利用して1Gbpsでの接続を可能とし、またVPN接続サービスを導入して、学外からのデータベース検索サービスが利用できる。

学内の情報システムを利用するためのアカウントは、授業又は講習会を通して全ての学生に割り当てられている。主なサービスには、ファイルサーバー、電子メール、ウェブメール、無線ネットワーク、メッセージングシステム、e-learningシステムの利用や、メーリングリスト、ウェブサイト、ブログページの作成等である。e-learningシステムの平成25年度における利用科目数と教員数は108科目53人となっており、登録学生数は延べ2,322人である。また、休講情報やセミナー情報等をテロップ形式で表示するインフォメーションシステムも導入されている。

セキュリティ対策としては、キャンパスネットワークに接続する際の認証を必須としている。サーバーや共用パソコンのウィルス対策は、それぞれ集中管理により行うとともに、迷惑メール対策の強化も図られている。

学生が自由に利用できる共用パソコンは、附属図書館に134台、研究講義棟に34台ある。また、マルチメディア室等に287台が配置されているほか、大学院生用の研究室に68台、留学生日本語教育センターの教室に63台、就職情報の提供用に2台、非常勤講師用に2台が配置されている。さらに、共同研究室等に76台が配置され、許可を得た学生が利用できるようになっている。

学内の情報システムの利用状況は、利用頻度の多い時期には、1日約900人の学生がシステムにログインし、延べ約2,000回使用されている。2月から翌年1月の12か月間に、無線LANの利用は、延べ16,000人を超える利用者が約131,000回以上の接続を行っている。また、同じ期間の有線LANへの自由接続利用は、300を超える利用者が約4,400回以上の接続を行っている。平成25年1月7日現在で、上記システムの利用により作成されたホームページの数は2,524であり、このうち学生のが2,163ページとなっている。また、ブログは339ページ作成され、メーリングリストは4,140件作成されている。

なお、総合情報コラボレーションセンターが実施した利用者アンケートでは、回答者の約85%が無線

LANの通信状況が「非常に快適」、「快適」と答えている。

情報セキュリティに関する管理体制については、情報セキュリティポリシーが定められ、情報セキュリティの適用範囲、適用者やマネジメント体制等、基本方針が明確にされている。

また、個人情報の保護に関する管理体制については、個人情報保護規程第3条に、総括保護管理者、保護管理者及び保護管理担当者による管理体制が定められ、個人情報の管理が行われている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館は、総面積6,930㎡を有し、館内は閲覧室スペース、書架スペース、自習スペースのほか、TUF Sラーニングcommons、学習相談デスク、個室閲覧室、グループ閲覧室等の施設が備えられ、平成25年4月1日現在、図書817,360冊、学術雑誌7,067タイトルを所蔵している。一部貴重書を除き全て開架されており、大学の特性に合わせ、言語を主とした分類体系により、系統的に図書・雑誌が配置され、学生等が自由に閲覧できる。蔵書構成は、日本語図書・英語図書が合わせて全体の約40%、ヨーロッパ言語（英語を除く）図書、アジア系言語（日本語を除く）図書がそれぞれ約30%となっている。

シラバスに掲載された図書は、毎年網羅的に購入し整備がされている。ほとんどの学生用図書の選定は、学生からの要望に配慮しながら、各学問分野から選出された教員からなる選書委員会が行っている。また、留学生用図書に関しては、日本課程及び留学生日本語教育センター教員に推薦を依頼している。

学術雑誌は、原則として3年ごとにタイトルの見直しが行われている。閲覧可能な電子ジャーナルのタイトル数は8,610であり、データベース19種が導入されている。

蔵書は国内ではほかに無い貴重な図書を多く含み、NAC S I S-CATへの書誌新規作成件数は毎年約6,000件以上である。また、多様な言語を含む図書資料を提供するため、OPAC等において可能な限りオリジナルの文字による検索・表示を可能とする工夫を行っている。

視聴覚資料については、図書館とは別にAVライブラリーがあり、CDやDVD等、約2,300点の視聴覚教材が所蔵され利用されている。

平成24年度の附属図書館の入館者数は、学外者の利用も含め274,644人であった。学生には総計79,482冊の図書・雑誌が貸し出され、学生一人当たりの貸出冊数は、およそ16.7冊であった。

附属図書館に設置されたTUF Sラーニングcommonsは学生の主体的な学習のための共有スペースであり、グループ学習ゾーン・PCゾーン・学習相談デスクと各種の学習・プレゼンテーション用物品が備えられている。また、各分野の参考文献を紹介するTUF Sービブリオが附属図書館のウェブサイトに掲載されて、学習支援が行われている。

学生利用者アンケート調査では、回答者の7割以上が大学で授業以外に過ごす時間の大半を図書館で過ごしていると回答し、総合的な満足度を聞く設問では、6割を超える学生が「満足」又は「ある程度満足」と回答している。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生の自主的学習環境として、附属図書館にTUF Sラーニングcommons、個室閲覧室及びグループ

閲覧室が設置されるとともに、研究講義棟にAVライブラリーが設置されている。また、大学院生研究室、各階のフリースペースには自主学習用の机と椅子が置かれている。

パソコン等の情報機器の利用に関しては、総合情報コラボレーションセンターを中心に整備され、キャンパス内の建物には無線LANが敷設されて、学生は各自のパソコンから学内ネットワークに接続することができる。また、研究講義棟や図書館に共用パソコンが設置され、自主的学習に利用できるようになっている。

さらにVPN接続サービスを利用することで、学外から図書館のオンラインジャーナル・データベースにアクセスし、各種論文や新聞記事、辞典等を利用することが可能となっている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学士課程では、新入生を対象にした新入生オリエンテーション、科目履修ガイダンス及びコース・ガイダンスが開催され、教育課程や履修方法に関する説明が行われるほか、1・2年次の学生に対しては専攻する言語及び地域の授業を通して、3・4年次の学生に対しては演習及び卒業論文演習の授業を通して、授業科目の選択に関する指導が行われている。毎年4月の履修登録期間前には、履修相談コーナーが設置されるほか、履修計画を立てる上での基本情報をまとめた『東京外国語大学で何を学ぶか』を作成・配付し、履修に関する指導・相談に応じている。

3年次以降の専門演習の選択に関しては、上述のコース・ガイダンスの中で説明がされるとともに、大学ウェブサイトでも情報提供がされている。また、オフィスアワーや個別ゼミガイダンスを通じ、全教員が卒業論文指導教員の選択やコース選択に関して、学生からの相談に応じる体制が整えられている。

大学院課程では、新入生を対象としたオリエンテーションにおいて、授業科目と主任指導教員の選択に関する説明が行われているほか、主任指導教員が指導学生の履修届を確認することで、履修指導が行われている。

学生のガイダンス等に対する要望や問題点を把握するためのアンケートが実施されている。その結果、9割を超える学生が、総合的に判断してオリエンテーションの内容が「分かりやすい」「普通」と回答している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

当該大学では少人数による授業科目が多いことから、学士課程における言語科目や演習、卒業論文演習等、また、大学院課程では主に論文指導の授業を通して、教員が直接学生から学習方法や論文の書き方等に対する相談を受けて、助言、指導が行われている。

このようなニーズ把握に基づき、言語教育に関する学習支援として、文部科学省グローバルCOEプログラムに採択された「コーパスに基づく言語学教育研究拠点」(平成19年度～23年度)を活用したTUF S-言語モジュール及び英語学習支援センターのe-learning教材が提供されているほか、AVライブラリーでは海外の番組や映像資料等を自由に視聴できるようになっている。

また、附属図書館にTUF S-ラーニングcommonsを設置し、グループ学習やプレゼンテーションに活用できるグループ学習ゾーンが整備されているほか、学習相談デスクには多言語コンシェルジュとして大

大学院生が配置されて体制が整えられている。多言語コンシェルジュの在席のスケジュールはウェブサイトに掲載されている。また、各分野の参考文献を紹介するTUF Sービブリオがウェブサイトに掲載され、学習支援が行われている。

留学生に関しては、希望に応じてチューターを採用し、様々な学習支援が行われている。

総合国際学研究科に所属する社会人学生に対しては、履修上の便宜が図られるとともに、電子メール等を利用した柔軟な形での論文指導等が行われている。

障害のある学生については、教務課が担当窓口となり、学生課と連携を取りながら学生の希望に応じた学習支援を行っている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

施設・設備面では、運動施設（屋外運動場、屋内運動場、テニスコート）とそれに併設されたサークル棟があり、体育会系サークルと文化系サークルがオープンスペースを共同で使用している。さらに、大学会館には舞台を備えた集会室や、茶道に利用できる和室があり、文化系サークルを中心に利用されている。これらのサークルに対しては、保護者の会である学生後援会の支援も得ながら、サークル活動で利用する備品の購入費等の資金支援が継続的に行われている。

また、大学の行事を通じて学生の自主的活動を促しており、毎年5月に開催される学内競漕大会においては端艇部・体育団体協議会が、毎年11月に開催される大学祭（通称：外語祭）においては外語祭実行委員会が主体となって行事が運営されている。これら運営主体である学生団体に対して、学生課を中心に助言を行うなど、必要な支援が行われている。

このほか、語劇等課外活動支援室を設置して、当該大学の特色である外国語劇に対して機材や運営面での支援が行われている。また、体育会サークルに対しては、安全や組織運営の観点から、研修会「リーダーシップトレーニング」が継続的に開催され、熱中症や運動外傷等の予防方法に加え、トレーニング方法等についても計画的に指導がなされている。また顧問となる教員はクラブ・サークル顧問教員指針に基づき、学生の課外活動を指導することとしている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

学生の個別のニーズに関しては、学生相談室、グローバル・キャリア・センター、ハラスメント相談室、保健管理センターを通して、組織的な把握が行われている。また大学の特徴である少人数教育の特性を活かし、1・2年次では言語科目の授業を通して、3年次以降はゼミでの演習、卒業論文演習の授業を通してニーズの把握が図られている。電子メールによる「目安箱」が設置されて、学生からの要望を直接把握することが図られている。



学生相談室には、相談員4人（教授2人、名誉教授1人、非常勤職員1人）が配置され、学生の修学、日常生活、将来及び心身の健康等の生活・学習上の問題に関する相談に応じている。

保健管理センターには、カウンセラー3人（常勤1人、非常勤2人）が配置され、外国人留学生を含む全学生を対象としたカウンセリングを実施している。また、精神神経科相談とコミュニケーション・サポートが行われ、精神疾患や発達障害等にも専門医による対応がなされている。健康相談については、保健管理センターの医師（常勤1人、非常勤1人）と看護師（常勤1人、非常勤1人）が対応している。

ハラスメント相談室には、相談員13人が配置され、セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント等の人権侵害に関わる相談や助言が行われており、個別の事案に対してはハラスメント防止委員会により対応策が検討される体制になっている。

グローバル・キャリア・センターには、相談員5人が配置され、進路選択や職業選択に関する相談に応じている。

これらの相談・支援体制については、学生相談の手引きに記載して周知が図られるとともに、学生が携行できるようカードサイズの小冊子が配付されている。各種相談室等の平成24年度の利用状況は、学生相談室が208人、ハラスメント相談室が20人、メンタルヘルス相談が753人、キャリアカウンセラー相談が2,076人で、合計は3,057人となっている。

留学生に対しては、希望に応じてチューターを採用し、日常的な生活支援が行われているほか、有志団体である「東京外国語大学留学生支援の会」と協力し、留学生への日常生活支援、暮らしの情報提供、日本理解及び交流の場の提供、友好・親善イベントの開催等を通して、留学生に対する生活支援等が行われている。また、障害のある学生に対しても、希望に応じてチューター等を採用し、日常的な生活支援が行われているほか、授業・試験時の座席確保・別室受験の便宜供与、車いすでも机が使えるように専用机の購入するなどの支援が行われている。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

#### 7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

経済的支援等については、「創立百周年記念教育振興基金」や「国際教育支援基金」等の基金を財源とした独自の奨学金によるほか、同窓会である東京外語会が運営する「東京外語会奨学金」によっている。日本学生支援機構による奨学金や民間等の育英団体の奨学金については、学生課と学生委員会を中心に周知や募集・推薦が行われている。入学料と授業料の免除については、学生課で募集を行い、学生委員会で審査を行っている。

留学生に対する奨学金制度については、留学生委員会が審査を行い、「国際教育支援基金」による「長幸男アジア奨学生」として奨学金が支給されている。また、「国際教育支援基金」は派遣留学生にも支給されるようになっている。

学生宿舎については、従来の留学生向け国際交流会館Ⅰ・Ⅱ号館に加え、新たに日本人学生との混在型の国際交流会館3号館が建設され、平成25年4月から利用が始まった。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 学習相談デスクには多言語コンシェルジュとして大学院生が配置されて体制が整えられている。

- 独自財源による多様な奨学金制度が準備されている。特に、経済状況の悪化によって履修が困難になった学生に対する援助が様々な形で行われている。

## 基準 8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

### 【評価結果】

基準 8 を満たしている。

#### (評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能している。

教育活動の状況に関する基礎的なデータ（学籍関係、授業関係、成績関係等）は、教務課が管理する学務情報システムに蓄積されている。これらのデータは、学士課程については主に言語文化学部及び国際社会学部の協議会と世界教養プログラム運営室に、大学院課程の博士前期課程及び博士後期課程については総合国際学研究院の企画運営会議と協議会に提出されることになっている。各協議会等はこれに基づいて、次年度の授業編成に関する検討や成績評価の状況に関する検証を行うとともに、卒業・修了又は進級の判定を行うことになっている。

教員組織である総合国際学研究院には、学部及び研究科並びに研究院の自己点検・評価を行うため、研究院教授会の下に自己点検・評価委員会が設置され、毎年度、継続的に授業評価アンケート等の各種調査が実施されている。全学的な自己点検・評価を行うため、役員会の下に点検・評価室が設置されるとともに、点検・評価担当の副学長及び学長特別補佐のポストが設けられている。教員の教育研究等の状況については、大学情報データベースを設けて、教員が必要な情報を入力することで、情報収集が行われている。

具体的な教育改善の事例として、学士課程では、言語科目の学習成果に関する達成基準の明示、履修カルテに基づく学習指導の推進及びGPAの導入を軸に改善が進められている。平成 24 年度には、GPAをより効果的なものとするために、従来の成績評価基準の指針が再検討され、各学部の協議会及び教授会で審議の上、成績の評価基準と配分比を定めた両学部共通のガイドラインが策定されている。

大学院課程では、学位論文指導の改善を軸に進められており、博士後期課程については、主任指導教員が「博士論文指導計画書」を作成し、それに基づいて体系的な論文指導の実施状況が確認されている。博士前期課程については、主任指導教員が 1 年次在籍中の大学院生についての中間報告書を協議会に提出し、論文指導がどのようになされているのかを確認している。

平成 25 年 4 月には経営戦略情報本部及び戦略支援室が新たに設置された。ここでは教育活動も含めた大学運営に関する情報収集・分析及び戦略策定等を行っている。平成 25 年 10 月には、学務関連データの管理機能を強化するため、新たな学務情報システムが導入されることになっている。

また、平成 25 年度に学部・大学院における点検・評価体制の充実のため、研究科及び学部の協議会規程を改正し、協議会に点検・評価を行う専門部会を設置している。

これらのことから、学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

自己点検・評価委員会では、毎年、当該年度の卒業及び修了予定者に対して、教育全般に関する満足度調査を実施している。また、学部及び研究科の在學生を対象とした授業評価アンケートも毎年実施され、教育活動に関する学生からの意見聴取が継続的に行われている。

これらのアンケートの結果は、各学部及び研究科に報告され、それぞれの協議会等を中心に、教育活動に関する問題点の把握や改善策の検討のための基礎データとして利用されている。また、授業評価アンケートについては、個々の教員にそれぞれが担当する授業の結果が報告され、学生からの評価結果を踏まえた授業改善が促されている。

教員からの意見聴取は、所属する学部のコース会議や世界教養プログラムの下に設置された各調整部会、研究科の専攻会議等を通して行われており、ここで聴取された意見は、学部の世界教養プログラム運営室及び協議会、研究科の企画運営会議及び協議会での審議を通して集約され、最終的にそれぞれの教授会の議を経て、教育改善に向けた施策に反映されている。また、事務職員からの意見聴取は、各種懇談会や会議等への出席、毎月開催する事務連絡会等を通じて行われている。

具体的な教育改善の事例として、満足度調査等を通じた学生からの意見や、教職員に対する意見募集の結果を基にして、平成24年度に学士課程が改編され、言語文化学部と国際社会学部が新設された実績がある。

平成25年度から学長と学生・教職員等とのコーヒーマーケティングを毎月開催し、構成員からの意見を大学運営に反映できるよう、意見聴取の場が設けられている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

当該大学では、高校生、卒業・修了生、就職先企業及び経営協議会等の学外関係者から、大学の教育内容や学習成果等について意見の聴取を行っている。

過去3年間のうちに学外関係者を対象に実施したアンケート調査は5件あり、オープンキャンパス参加の高校生や、保護者説明会に参加した保護者を対象とした留学に関するもの、卒業生の就職先企業や同窓会を対象とした学部レベルの人材養成に関するもの、卒業生を対象にした入学時・在学中・卒業後の状況についてのもの、卒業生の就職先企業を対象にした大学教育の成果等に関するもの、入学辞退者を対象にした進路決定に関するもの等、多岐にわたっている。経営協議会においては、年に一度、学外委員から大学経営全般について意見を聴取する場が設定されているほか、大学と同窓会組織である東京外語会との合同協議会が年3回開催されている。さらに、改編推進支援室（現・戦略支援室）が高等学校等の訪問調査等を行って、学外関係者から当該大学の教育活動等に関する意見が聴取されている。

これらの取組の結果は、学部及び研究科の各協議会及び教育研究評議会等に報告され、教育改善に向けた具体的な施策の検討に利用されている。平成24年度の学士課程の改編、海外留学制度の充実（留学時期を2年次から可能とする制度の柔軟化、短期留学制度の設立、協定校の拡充）や英語運用能力の強化を目指した「グローバル人材育成言語教育プログラム」の実施は、これらの成果が取り入れられ短期間で結果を出している。大学院課程では平成25年度から一部のコースで秋季入学を導入することになっている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。



8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

当該大学では、言語文化学部、国際社会学部及び総合国際研究科の下に、授業改善に資するためのFD委員会が設置されている。平成24年度は、学士課程の改編に伴い新たに開講した基礎演習の実質化を図るため、受講学生と担当教員の双方にアンケート調査を実施し、その結果を基に、授業方法の開発等に関するFD研修会が実施された。また、大学院課程における教育指導の在り方に関するFD研修会も行われ、教員からの報告を基に、指導上の問題点と具体的な教育改善の取組について情報共有が図られている。

このほかに、世界教養プログラム運営室の下にある基礎科目調整部会に基礎演習ワーキンググループが設置され、具体的な学習目標と授業に使用する教材の検討が行われている。これを基に、基礎演習に関するセミナー・FDが平成24年3月から平成25年9月までに7回開催され、それぞれ15人から30人程度が参加しており、具体的な授業内容や指導方法について授業担当者間で意見を交換して、授業改善に資する取組事例が共有されている。

但し、FD研修会への参加者が全教員数に比して少ないことに対する改善策が望まれる。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

大学院生がTAとして採用される際に、TAとしての心得や業務範囲等を記載したハンドブックを配付することで、TA業務についての理解を深めることが図られている。また、個々のTAに対しては、教員が個別に指導を行っている。外国人留学生を支援するための学生チューターについても、採用時にガイドブックを配付することで、チューター業務についての理解を深めることが図られている。学習支援を主な業務とする多言語コンシェルジュについては、3日間にわたる事前レクチャーを行っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

#### 【改善を要する点】

- FD研修会への参加者が全教員数に比して少ないことに対する改善策が望まれる。

**基準 9 財務基盤及び管理運営**

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

**【評価結果】**

**基準 9 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 24 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 43,397,402 千円、流動資産 1,948,924 千円であり、資産合計 45,346,327 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 4,956,502 千円、流動負債 1,891,604 千円であり、負債合計 6,848,106 千円である。これらの負債は、PFI 債務 1,235,850 千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。

平成 20 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、経営戦略会議、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

## 9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 24 年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用 5,824,224 千円、経常収益 5,836,030 千円、経常利益 11,805 千円、当期総利益は 11,805 千円であり、貸借対照表における利益剰余金 136,708 千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

## 9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、役員会が基本方針を策定し、経営戦略会議の審議を経て予算案を作成し、経営戦略会議、経営協議会の審議を経て決定されている。

なお、運営費交付金が年々減額される中、教育研究活動に要する経費を優先的に配分し、毎年同額程度の配分額を確保している。

また、施設・設備に対する予算配分については、設備マスタープランを策定するなど、計画的に進めている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

## 9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書が作成され、理事・副学長会議、経営戦略会議での承認、会計監査人監査及び監事監査を経た後、経営協議会、役員会での承認を経て文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき、監事が当該年度の監査計画を策定し、監査を実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、学長直属の内部監査機関である内部監査室において、当該大学の内部監査規程に基づき内部監査計画を策定し、監査を実施している。

また、内部監査室と監事との監査連絡協議会を定期的に開催し、会計監査人が監事に監査結果を直接説明しているほか、会計監査人と内部監査人は、関係情報の共有を図っている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

## 9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

管理運営のための組織は、国立大学法人法に基づいて役員会、経営協議会、教育研究評議会等が設置されている。また、学長のリーダーシップの下に戦略的・機動的な大学運営を実現することを企図して、役員と各部局代表からなる経営戦略会議が置かれている。さらに管理運営上の重要事項を審議する全学委員会として衛生委員会、危機管理委員会、ハラスメント防止委員会、苦情処理委員会、基金委員会、情報公開・個人情報保護委員会、情報マネジメント委員会及び国際交流会館運営委員会の 8 つが置かれている。

また、大学運営上の特定事項の企画・立案、執行等を効率的に行うための全学室として、点検・評価室、高大連携室、アラムナイ事業室、施設マネジメント室、広報マネジメント室、特命事項担当室の6つが置かれている。

事務職員の総数は111人であり、その組織は、法人理事である事務局長の下に、総務・企画・人事労務担当の副理事と学務部長が置かれている。事務局には、総務企画課、人事労務課、会計課、施設課、研究協力課、学術情報課の6課と戦略支援室、情報企画主幹が置かれている。また学務部長の下には教務課、学生課、入試課、留学生課の4課が置かれている。戦略支援室は平成25年度には高大連携推進や学部の入試広報充実等のために、新たに設置されたものである。

危機管理への対応として、危機管理に関する規程が定められ、危機管理委員会が設置されているほか、危機管理ガイドライン、防災マニュアル等のマニュアルの整備や、キャンパス内で危機事象が発生した際に警備員等が速やかに急行できるよう、キャンパス110番システムが構築されている。また、キャンパス内12か所にAEDが設置されるなど、全学的な危機管理体制が整備されている。

海外における危機管理体制の整備のため、海外危機管理の専門会社による海外危機管理プログラムが導入されているほか、海外に渡航する学生への注意事項が学生便覧に掲載されている。

研究費の不正使用防止については、研究活動に関わる不正行為防止規程が定められている。この規程に基づいて、研究活動に関わる不正行為防止計画推進本部が設置され、研究活動に関わる不正行為対応マニュアル、競争的資金等の管理・運営に関するガイドライン及び研究活動に関わる不正行為防止計画が定められて、研究費が適正に管理・運用する体制が作られている。また、関係者への周知を徹底するため、毎年、学内の研究集会や科研費説明会において、研究費の不正使用防止に関する具体的な説明が行われている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

学内関係者のうち、教員からは、学部・大学院における各種委員会、協議会、教授会等を通じて意見聴取が行われている。また、毎月1回役員会と部局代表による懇談会が開催され、各部局の課題・問題点を把握し、必要な事柄については管理運営に反映させている。

事務職員からは、事務連絡会を通して、また、各種会議の構成員あるいは陪席者として意見聴取を行っている。

平成23年度に学長を議長とする経営戦略会議の下に設置した男女共同・参画推進部会が、教職員を対象としたアンケートを行った結果、改善の要望が最も多かった学内会議の効率化に向けた取組が、平成24年度から実施されている。

在学生に対しては、施設利用状況や卒業予定者に対する満足度調査等のアンケートが実施され、その結果を図書館の開館時間の延長や就職支援の充実等に反映させている。また、ウェブサイトの学内ページに、学部・大学院の学生からメールによって大学への意見・要望を受け付ける目安箱が設置され、ニーズの把握に努めており、寄せられた意見・要望について各学部長・研究科長により情報の共有と判断・改善の指示がなされ管理運営に反映させている。

学外者の意見については、国際的な視野と異文化に対する理解を持つ外部の有識者が経営協議会と役員会に加わっており、それらの人々に適宜意見を求めることによって、学外のニーズを把握している。平成22年度からは、経営協議会において、学外委員から当該大学の運営に関して自由に意見交換を行う場が年



1回設けられ、管理運営の改善に反映させている。

保護者に対しては、保護者への説明会が年3回（大学で2回、地方で1回）開催され、保護者のニーズの把握に努め、教育や就職支援に関わる管理運営に反映させている。

卒業生に対しては、卒業生の同窓会である東京外語会と年3回合同協議会を開催している。またホームカミングデイが開催され、個々の卒業生から直接に意見を聞く機会が設けられている。

さらに、平成24年度の学士課程の改編を機に、卒業生を対象としたアンケートが実施されたほか、卒業生を採用した企業を対象に定期的にアンケートが実施されている。これらを通じてニーズの把握に努め、就職支援の改善に反映させている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事は、監事監査規程、監事実施基準により、年度ごとに監査計画を策定して、それに基づき監査が実施されている。また、必要に応じて臨時監査も実施されている。

監事は、監査計画に基づき、定期監査として業務の実施状況、重要文書、諸会議の実施状況の確認を行っている。年次監査は、監査計画に掲げる監査の重点事項を中心に、書面及び実地による業務監査を行い、会計監査人の監査報告とともに、毎年度終了後の6月までに学長に監査結果を報告している。

また、必要に応じて、役員会、経営協議会等の重要な会議等に出席し、業務等の実施状況の調査・確認を行っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

学長、理事等は、機会のあるごとに各種セミナーやシンポジウムに参加して、管理運営の資質の向上を図っている。事務職員は、東京地区、関東甲信越地区の国立大学法人等と共同で行う研修に参加している。

また、人事労務課が毎年度作成する研修計画に基づいて、語学研修、PC研修、簿記研修等、管理運営業務に関連する研修が行われている。平成24年度にはイギリスの公的な国際文化交流機関であるブリティッシュ・カウンシルが主催する英国大学視察訪問に1人の事務職員が参加したほか、国内合宿英語研修に前期は4人、後期は3人の事務職員が参加し、イギリスで行われた海外研修に事務職員2人が参加している。学内においてはオリジナルテキストを用いた語学研修が行われ、実務に即した語学の修得を目指している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

当該大学では、役員会の下に点検・評価室を設置して、大学の活動に関する諸データを収集・管理するとともに、これに基づく全学的な点検・評価を行い、問題点の把握と改善に努めている。

点検・評価室では、独自の大学情報データベースを利用して教員の教育研究活動等の実態把握が行われ



ている。中期目標期間における中期計画及び年度計画の進捗状況を管理するため、計画を実施する各組織に対して、フォーマットに基づいた点検・評価結果の提出が求められている。この結果について、点検・評価室長と計画策定担当の理事が連携して、全学的な観点から各部局に対してヒアリングが行われ、年度計画の進捗状況と翌年度計画の策定方針が確認されている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

活動状況については、毎年度の自己点検・評価の結果を、国立大学法人評価に基づく各事業年度に係る業務の実績に関する報告書として取りまとめ、経営協議会の学外委員からの意見を聴取した上で、国立大学法人評価委員会に提出し、評価を受けている。また、中期目標期間の最終年度には、6年間の活動状況を中期目標の達成状況報告書として取りまとめ、経営協議会の学外委員からの意見を聴取した上で、国立大学法人評価委員会及び大学評価・学位授与機構に提出し、評価を受けている。これらの報告書及び評価結果は、大学ウェブサイトにて公表されている。

平成19年度には大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受け、「大学評価基準を満たしている」との評価を得ている。なお、大学機関別認証評価に係る自己評価書及び評価結果は、大学ウェブサイトにて公表されている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

国立大学法人評価及び大学機関別認証評価に係る評価結果は、点検・評価室で分析の上、指摘事項に対する改善策が検討されている。業務運営に関する事項は、役員会及び経営協議会を中心に審議され、改善策が実施されている。教育研究に関する事項は、教育研究評議会及び各担当部局を中心に審議され、改善への取組が実施されている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

<b>基準 10 教育情報等の公表</b>
-----------------------

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。
---

## 【評価結果】

基準 10 を満たしている。

## (評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。
---

大学全体の目的、学士課程の言語文化学部、国際社会学部の目的、大学院課程の総合国際学研究科の目的は、大学のウェブサイトに掲載され、広く社会一般に公表されている。

また、これらの目的は大学概要や入学式で配付する学生便覧等の刊行物にも掲載されて、教職員及び学生にも周知が図られている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。
---

入学者受入方針は、学士課程では大学案内、入学者選抜要項、学生募集要項、大学院課程では大学院案内、学生募集要項に掲載され、オープンキャンパスや大学院進学説明会等で入学志願者に配付されて周知が図られている。

教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は、履修案内や、『東京外国語大学で何を学ぶか』等の刊行物に掲載され、学生に配付がなされて周知が図られている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。
---

教育研究活動等についての情報については、大学のウェブサイトや刊行物により社会一般に公表されている。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定されている「教育研究活動等の状況についての情報」については、主として、大学のウェブサイトに特設のページを設けて情報を集約し、公表がされている。また、大学のウェブサイトのトップページに「教育情報の公開」バナーを設け、来訪者にこのページへのアクセスをより容易にすることが図られている。

自己点検・評価に関する情報は、学校教育法第 109 条に基づき、大学のウェブサイトに掲載され、公表されている。

財務諸表等については、国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに会計監査人の意見を記載した書面が事務局に備え置かれ、一般の閲覧に供されている。また、これらの書類は文部科学大臣の承認を受けた後、官報に公告され、大学のウェブサイトでも公表されている。また、大学の財務状況等は、その背景や経年の変化の状況を分析し、図やグラフを用いて解説した『財務

東京外国語大学

レポート』が作成され、大学のウェブサイトで公表されるとともに、刊行物としても発刊されている。  
これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

< 参 考 >





## i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

### 1 現況

(1) 大学名 東京外国語大学

(2) 所在地 東京都府中市

(3) 学部等の構成

学部：言語文化学部、国際社会学部

研究科：大学院総合国際学研究科

(博士前期課程、博士後期課程)

附置研究所：アジア・アフリカ言語文化研究所

(共同利用・共同研究拠点)

関連施設：留学生日本語教育センター（教育関係

共同利用拠点）、附属図書館、保健管理センタ

ー、総合情報コラボレーションセンター、多言

語・多文化教育研究センター、世界言語社会教

育センター、国際日本研究センター、英語学習

支援センター、グローバル・キャリア・センタ

ー

(4) 学生数及び教員数（平成25年5月1日現在）

学生数：言語文化学部 784人

国際社会学部 775人

総合国際学研究科 476人

専任教員数：179人

### 2 特徴

東京外国語大学は、昭和24（1949）年に新制大学として発足して以来、「世界の言語とそれを基底とする文化一般につき、理論と実際にわたり研究教授し、国際的な活動をするために必要な高い教養を与え、言語を通して世界の諸地域に関する理解を深めること」（学則第1条）を基本理念に掲げ、高度な言語運用能力と、世界諸地域の文化と社会に関する深い知識を身につけた人材の育成を使命に、教育研究活動に取り組んでいる。

本学の歴史は、安政4（1857）年、諸外国との交渉にあたって、多くの外交文書の処理に迫られた江戸幕府が、洋書翻訳、洋学研究及び洋学者養成のために設立した「蕃書調所」が起源とされ、その後、高等教育の近代化と欧米化の流れを受けて、明治6（1873）年、本学の前身である「東京外国語学校」が設立された。そして、昭和24（1949）年には、国立学校設置法に基づく新制大学「東京外国語大学（Tokyo University of Foreign Studies）」として発足し、平成16（2004）年の国立大学法人化を経て、現在では我が国の国立大学で唯一「外国学Foreign Studies」を冠する大学となっている。蕃書調所以来、150年以上の長い歴史の間、社会的な要請により数回の改組を重ねつつも、一貫して、日本を含む世界諸地域の言語、文化、社会に関する学際的・総合的な教育研究を続けてきた。

当初、言語別の12学科からなる外国語学部のみで発足した本学は、時代の変遷とともに教育研究の対象となる言語及び地域を加え、平成7（1995）年には、従来の言語を主軸とした14学科から地域別の7課程へと改組した。また、言語教育や地域研究に関する専門家へのニーズの高まりを背景に、昭和41（1966）年に外国語学研究科（修士課程）、昭和52（1977）年に地域研究研究科（修

士課程）をそれぞれ設置するとともに、平成4（1992）年にはこれらを地域文化研究科（博士前期課程、後期課程）に発展・統合させ、1学部・1研究科からなる教育研究体制を構築した。

近年では、世界諸地域の言語・文化・社会をめぐる個別的かつ総合的な研究を行なうため、平成18（2006）年に、地域文化研究科博士前期課程を地域別の7専攻から学術専門分野と人材養成目的に応じた4専攻に改編し、さらに、平成21（2009）年には、地域文化研究科博士後期課程の1専攻を学術専門分野に応じた2専攻に改組するとともに、その名称を総合国際学研究科に改め、以来、深い教養を備えた研究者、高度教養人、高度職業人の育成を行っている。また、これと同時に、複数の講座に分かれていた教員組織を学部・大学院ともに、新たに設置した総合国際学研究院に一元化したことで、柔軟で機動的な教育システムの創出を可能とした。そして、平成24（2012）年、この一連の改革を踏まえて、学士課程においても、学術専門分野と人材養成目的を軸に体系化された教育課程を編成するため、従来の外国語学部を言語文化学部と国際社会学部の2学部に変更し、創立以来、本学が有してきた言語文化研究と国際社会研究の2つの基本的な柱を、より明確化したかたちで再編成した。

この他、昭和39（1964）年に我が国初めての人文系全国共同利用附置研究所として設置されたアジア・アフリカ言語文化研究所では、アジア・アフリカ地域の急激な社会変化や既存の研究分野を超えた新しい学問・理論構築の要請更には情報処理技術の革新などに即応して、多様な共同研究を組織・発展させており、平成22（2010）年には、共同利用・共同研究拠点「アジア・アフリカの言語文化に関する国際的研究拠点」として6年間の認定を受け、今日に至るまで、アジア・アフリカの言語及び地域研究について、先導的な取組を行っている。

また、平成4（1992）年に、本学の学内共同教育研究施設として設置された留学生日本語教育センターでは、国費外国人留学生に対する入学前予備教育及び全学の外国人留学生に対する日本語教育並びに国内外の日本語教育機関に対する支援推進活動を行っており、平成24（2012）年には、「日本語教育・教材開発・実践教育研修」の教育関係共同利用拠点として5年間の認定を受け、我が国における留学生教育と日本語教育の中核的組織として先導的な取組を行っている。

このような変遷を辿ってきた本学では、現在、ヨーロッパ、南北アメリカ、オセアニア、アジア、アフリカと世界のほぼすべての地域にわたって、言語学、言語教育学、文学、歴史学、哲学・思想、文化人類学、社会学、政治学、経済学などさまざまな学問分野の優れた専門家が協働して教育と研究にあたっており、学際性と総合性をきわめて密度の高い形で実現している。21世紀のグローバル化時代にあっては、この本学の独自性を教育と研究の両面において最大限に発揮することで、地球社会化時代の未来を拓く教育研究の拠点大学化を目指している。

## ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

### 1. 東京外国語大学の目的

東京外国語大学は、明治6（1873）年に設立された東京外国語学校を前身とし、昭和24（1949）年に新制大学として、「世界の言語とそれを基底とする文化一般につき、理論と実際にわたり研究教授し、国際的な活動をするために必要な高い教養を与え、言語を通して世界の諸地域に関する理解を深めること」（学則第1条）を目的に掲げ、以来、徹底した言語修得と地域知識の獲得及び理解能力の育成に取り組み、国際社会で活躍できる人材を養成してきた。

### 2. 第二期中期目標

以上の目的を踏まえた上で、平成16（2004）年の法人化以降は、国立大学法人として中期目標・中期計画を6年ごとに策定し、その実現に向けて大学運営に当たっている。第二期中期目標（平成22～27年度）では、その前文において、大学の基本的な目標を「日本を含む世界諸地域の言語・文化・社会に関する教育と研究を通じて、地球社会における共存・共生に寄与すること」と定め、具体的な目標として、以下の3つの項目を掲げている。

- (1) 教育面では、豊かな人間性、深い思考力、鋭利な感性を養い、高度なコミュニケーション能力、豊かな教養、広い視野を身につけ、さまざまな文化的背景を持つ世界諸地域の人々と協働して地球的課題に取り組むことができる人材を養成する。
- (2) 研究面では、世界諸地域の言語、文化、社会について領域横断的な創造的研究を推進し、地球社会が直面する諸問題の解明に寄与することを目指す。
- (3) 同時に、社会との連携を深め、多言語・多文化状況が急速に進む日本社会に、東京外国語大学独自の教育研究活動の成果や知的資源、人的資源を、さまざまな方法と媒体を通じて還元していく。

### 3. 学部及び研究科の教育目標

本学では、大学の目的を踏まえ、学部及び大学院ごとにその目的を別途定めている。

#### [言語文化学部]

言語文化学部は、世界諸地域の言語と文化に精通し、言語や文化の壁を越えたコミュニケーション能力とコーディネート能力を備え、国内外において言語間・文化間の架け橋となり、新たな価値観の創成に寄与する人材を育成することを目的とする。（学則第13条第1号）

#### [国際社会学部]

国際社会学部は、世界諸地域の複雑な仕組みを把握し、分析するリサーチ能力と、グローバルな視点から問題を解決する実践的な能力を備え、国内外において、社会・政治・経済等の領域で活躍できる人材を育成することを目的とする。（学則第13条第2号）

#### [大学院総合国際学研究科]

大学院は、世界の言語・文化、地域社会及び国際関係につき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。（大学院学則第2条）

### iii 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 [http://www.niad.ac.jp/sub\\_hyouka/ninsyou/hyoukahou201403/daigaku/no6\\_1\\_1\\_jiko\\_tokyogaikokugo\\_d201403.pdf](http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201403/daigaku/no6_1_1_jiko_tokyogaikokugo_d201403.pdf)